



て、この言葉の本身について、具体的な問題をどのようにとらえて日本のあるべき姿を考えていらっしやるのか、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 今、委員御指摘賜りましたように、小渕内閣発足以来今日まで七カ月間、その間、金融国会を初め、それぞれ景気対策のための国会、通常国会を振り返りまして、それぞれ衆参両院の皆さんの大きな御支援、御支持を賜りまして、非常に困難な状況でございましたけれども、今日一応法律となりました金融問題を初めとしてまだまだ景気問題等不透明な問題も多く抱えておるわけでございますが、いづれにいたしましても、国民皆さんの信頼を回復するために衆参両院の皆さんの御支援を賜ってまいりましたことを内閣の一員として、この席をかりまして厚くお礼を申し上げる次第であります。

小淵総理は、施政方針演説におきまして、本年は一九〇〇年代最後の年であると同時に、千年紀をまたぐとする重要な時期である、現在の経済的な苦難を克服し、次の世代に力強い品格あふるる美しき日本、麗しき日本を引き継ぐため、私は身を賭して国政運営に当たると覚悟であると明確に述べられたところでございます。

私は、委員が今おっしゃいましたように、歴史の大きな節目になるこの時期におきまして、非常に不敏の身でございますけれども、官房長官を承りまして、小渕総理のこうしたお考えを実現するために関係各位の御協力をいただきながら、日々全力を傾注してまいりたいと考えておるところでございます。

今申し上げました施政方針の中から、総理のお考えを若干申し上げますと、一つには、小淵総理は就任以来常々、富国・有徳という言葉をししばしば用いておられます。徳すなわち高い志を持った豊かな国でありたいということだと存じます。そして、このような考え方に基づきまして、二十一世紀のあるべき国家の姿について有識者から成る懇談会を設置いたしましたして、国民的な英知を集めて

次の世代に引き継ぐべき指針をまとめるというお考えでいらっしゃるわけでございます。

二番目には、政策の方向性についてでございますが、小淵総理は二十一世紀に向けてました国政運営の基本を、所信で申されましたように五つのかけ橋、すなわち世界、繁榮、安心、安全、未来のこの五つのかけ橋として示されたわけでございます。個々の政策について今申し上げるわけではありませんが、新しい世紀を希望と活力のあるものにするために、今世紀中の課題は今世紀中に解決する道筋をつけることが必要であると総理自身、心に期しておられるわけでございまして、私も内閣の一員としてそうした認識で努力をしてまいっている所存でございます。

次に、経済再生内閣といたしまして発足をした小渕内閣にとりまして、次の世代に麗しい日本を引き継ぐために、第一に、現在の深刻な経済情勢を打開いたしまして、経済を自律的な回復軌道に乗せることが最重要課題であると考えております。そのために、これまでも各党会派等の御協力を賜りながら、金融システムの再生、貸し渋り対策、補正予算等の施策の充実、実施に努力をさせていただいたわけですが、引き続き来年度予算の御審議をいただき、早急な成立をお願いする次第でございます。

以上、私に与えられました役割の一端を総理の所信表明をかりて御説明申し上げた次第であります。

○石井道子君　ありがとうございました。その方向に向かつて大いにまた頑張っていたきたいと思っております。

既に、橋本内閣が六つの改革を掲げて取り組んでまいりまして、その過程の中で改革は痛みを伴ってくるものだということを私も実感しているわけでございます。行政改革もまた橋本内閣時代からの政府の最重要課題でございます。一昨年十二月の行政改革会議の最終報告を受けて、中央省庁等改革基本法が成立をいたしました。そして、それによって設置された中央省庁等改革推進本部

が省庁再編関係の法案の策定作業を行い、そしてその前提となる中央省庁等改革に係る大綱が一月二十六日に決定されたところであると承知をしております。

今行かれようとしております行政改革は、戦後我が国の発展を支えてきた行政システムが次第に時代に合わなくなつた、金属疲労を起こしてきて、いるということを感じさせるものでありまして、それを踏まえて、二十一世紀に対応した新しい行政システムを確立しなければなりません、今回の行政改革、特に省庁再編の目的と、それによつてどのような効果を期待していられしやるか、また実行する段階におけるさまざまな懸念の問題があるかと思いますが、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 中央省庁等改革につきましては、これから我が国が社会経済構造の転換を促しまして、自由かつ公正な社会の形成を目指すというところで取り組んでいるわけでございます。具体的に申しますと、総理を初め、政治のリーダーシップ、内閣のリーダーシップを強化する。それから、省庁を大くくり的に再編成いたしましたので、その中で重点化とかあるいは選択性を高めるというようなことを考え、同時に全体としてスリム化を図っていくところでございます。ま

た、国民と国家の間の関係を見直すということでありまゝ。どういふ方向で見直すかといへば、例えば独立行政法人のような制度を導入して、主権者である国民の方から見やすくするというふうなことであります。

一月に決定した大綱にのっとりまして、四月の  
関連法などの策定に向けて全力を傾注してまいり

たいと思っております。

○石井道子君　今回の省庁再編の中に内閣機能の強化が盛り込まれておりまして、内閣府の設置が決められております。

内閣官房の充実が図られるということは大變すばらしいことであると思いますが、人をふやすだけではなくては爲な人材を採りやすくする制度が

必要ではないかと思っております。この大綱では、内閣官房への人材の機動的な登用のための制度の整備については検討事項となっておりますが、この人材登用制度の整備の検討状況についてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 内閣官房のこれまで持つておりました機能に加えて、今までは総合調整機能ということを中心によつてきていたわけですから、今回内閣総理大臣の発議権というものを新たに盛り込むということになりましたので、総理が発議をするためには総理の一番近いところにいる内閣官房自身がその企画立案をできるようにしなければならぬ。そしてさらに、内閣官房というのはそんなに巨大な組織であつては直接のスタッフの役目をいたしませんので、内閣府というものを新たに創設して、さらに内閣官房及び内閣総理大臣を支えていこうということです。

そこで人数がふえるというのは、これは別に人数がふえるとは言つておりませんで、内閣官房が前よりもふえるかどうかというのはわからない、まだ決めておりません。内閣府は新たに創設をされる組織でございますから、ゼロから新たに存在するというところでございますので、ふえる減るということはないわけでございます。

ただ今、先生がおっしゃいました人材の登用については、いわゆる各省から有為な人材を集めて総理の直轄にふさわしい仕事をしていただくように思っておりますし、またあわせて、外部からの登用というものも今よりもっと大胆に行えるように任期つきの任用制度の導入などをいたしたいと考えております。

○石井道子君 この中央省庁等改革に係る大綱の中で、現在各省庁にあります百二十八ある局、官房の数が九十六に削減をされます。そして、その中で、総務省では旧総理府本府の人事局と恩給局をあわせて人事恩給局とするといったぐあいに、ほかの省庁にも見られますけれども、縦割り行政の打破という点についてはまだ十分ではないか

というふうにするわけでは、やはり局レベルでの再編も必要ではないかというふうには思っています。

その点について、総務庁長官の御見解を承りたいと思います。

○政府委員(松田隆利君) 御答弁申し上げます。

府省再編後の官房の局の数及びその主な所掌事務につきましては、先ほど先生御指摘になられました中央省庁等改革大綱におきましてその概要が示されているところでございます。

複数の省庁が統合する省におきましては、統合の効果をできるだけ発揮するという観点から、局数の削減にあわせて、従来の省庁の枠にとらわれず、総合的な政策の推進に向けた局編成になるようにさまざまな努力を行ってまいりたいと考えております。

例えば、国土交通省におきましては、運輸省の運輸政策局、建設省の建設経済局、あるいは国土庁の計画・調整局等々をあわせて総合政策局といたしますほか、例えば労働福祉省では、厚生省の児童家庭局と労働省の女性局を統合した局にするとか、あるいは教育科学技術省におきまして、文部省の学術、国際関係の局と科学技術庁の政策局あるいは振興局等々を再編いたしまして、学術、科学技術両方またがった総合的な効果が発揮できるような組織編成を今検討いたしているところでございます。

今後、各省設置法案を立案し、御提案申し上げますわけでありましても、さらにその後、局編成につきまして具体的な検討を進める中で、引き続き縦割り行政の弊害が排除できるように局編成を検討していきたいと考えております。

○石井道子君 次に、省庁の再編に基づき新しく誕生した省庁の名称の問題でございますが、幾つかクレームがついている省がございます。今度の大綱が決定されたときにも仮称という形で、まだ決着を見ていないのでございますが、この間どのような検討を行ってこられたのか、そしてそれが大綱決定までに発表できなかった原因は何である

か、そして今度は正式な新しい省庁名をいつまでに決定されるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(太田誠一君) 省庁の名称につきましては、内閣全体、それから与党にお諮りをいたしまして、有識者の御意見を聞くということになりました。昨年の十二月二十五日だったと思います。有識者の御意見を聞いてまいりました。

いづれにいたしましても、省庁の名称は四月に閣議の法案を提出する際には決まっていなければなりませんけれども、今は総理がお預かりをしてお伺いしております。イギリスにおけるエージェンシーをモデルにしたものであると聞いておりますが、今度の独立行政法人制度の創設の目的、また制度の内容についてお伺いをしたいと思います。

○石井道子君 次に、独立行政法人の問題について伺います。今度の省庁改革の柱とされております問題でございます。イギリスにおけるエージェンシーをモデルにしたものであると聞いておりますが、今度の独立行政法人制度の創設の目的、また制度の内容についてお伺いをしたいと思います。

そして、この独立法人化の対象となるものについては、業務と機関の選定における検討の経緯とか、またその法人の機関の今後の拡大について伺いたいと思います。

○政府委員(松田隆利君) お答え申し上げます。独立行政法人制度の目的あるいは意義といった御質問でございます。

まず、基本法に基づきまして、独立行政法人にすぎましては、現在国が行っている事務事業のうち一定のものを分離いたしまして国とは別の法人格を有する独立行政法人といたしますことにより、先ほど総務庁長官からも御答弁申し上げましたように、自己責任化し、明確な目標管理のもとで定期的に評価を行うということで、できるだけ国民のニーズにこたえた行政サービスの提供かつそれを効率的に提供していくことを考えているものでございます。

イギリスの制度との比較でございますが、イギリスの場合には国の機関でございますけれども、内容的には、同じような政策の企画立案機能と実

施機能の分離とか、あるいは自律的、弾力的な運営や管理の手法を導入するとかということで参考にさせていただいておられるものでございます。

それから、独立行政法人の検討の対象について御質問でございます。

昨年七月の中央省庁等改革推進本部以来、行政改革会議最終報告に規定されました七十三の別表一、二に掲げられた機関も含めまして検討を行った結果、八十四の事務事業について独立行政法人化を図るという結論をこの大綱において得られたところでございまして、今後その具体的な作業を進めさせていただきますと考えております。

さらに、この八十四の機関以外につきましては、例えば国立大学でございますとかあるいは貿易保険等の事務事業について、独立行政法人化について引き続き検討していきたいと考えております。

○石井道子君 次に、男女共同参画の問題について伺います。

今回、男女共同参画社会基本法案が提出をされておりました。近いうちに総務委員会でも取り扱われると思いますが、細かい中身についてはそのときに譲りたいと思っております。

今度の共同参画社会の形成は、野中内閣官房長官が所信の中でもお述べになつていらっしゃいましたけれども、将来の我が国の行方を決定する大きなかぎでありまして、政府一体として取り組むべき重要課題の一つであると思っております。

さきに出されました中央省庁改革の基本法においては、内閣府に国政上重要な具体的事項に関して審議会を四つ設けているわけでございまして、その一つに男女共同参画会議が置かれております。そのほかの会議については総理がかかわっているわけでございますが、この男女共同参画会議については官房長官が一応担当されているわけではございませんかというふうに思っています。決して内閣

官房長官を軽く見るわけではありませんけれども、しかし、できるだけ内閣総理大臣も関与して重要な男女政策について取り組んでいただきたいというふうにも思っているわけでございまして、そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(松田隆利君) 行革会議の最終報告あるいは中央省庁改革基本法にかかわる御説明でございますので、事務の方から御説明させていただきます。

男女共同参画会議につきましては、行革会議でも大変な議論があったところでございまして、その中で、内閣官房長官が男女共同参画担当大臣であるということから、やはり内閣官房長官を会長としてこの男女共同参画に関する基本方針あるいは総合的な計画案の検討等に当たることがふさわしいであろうということで、行革会議の最終報告では内閣官房長官を会長とするということにされておりました。これを踏まえまして、中央省庁等改革基本法におきましても、男女共同参画会議の座長、会長を内閣官房長官と規定されているところでございます。

もつとも、これは別に、施策の政府全体における円滑かつ効果的な推進を図るということで、内閣に別途内閣総理大臣を本部長とします男女共同参画推進本部が置かれておりますし、これにつきましては引き続き存置してこの施策の推進に当たるといふことになっておりますので、男女共同参画会議の会長は官房長官、本部の本部長は総理という体制でこの男女共同参画関係の施策を進めていくということになるかと考えております。

○石井道子君 現在内閣官房長官が女性問題担当大臣ということになっておられるわけでは、今後ともそのような形で担当をされるというふうには受けておられるところでは、重要な役割を果たしていただきたいと思っております。

また、男女共同参画を担当する局を置かれるというふうにも聞いておりますが、できるだけこの行政改革の中で組織体制を強化していただきますし

て、男女共同参画政策がさらに充実することを期待しております。

以上で質問を終わります。

○森田次夫君 自由民主党の森田次夫でございます。よろしくお願いを申し上げます。

私、実は遺族会の出身ということでございますので、大変細かいことをお聞きすることをまずもってお許しをいただきたいと思うわけでございます。

そこで、一つは恩給受給者に対します市町村長の生存証明制度の廃止につきまして、恩給局にお伺いをさせていただきたいと存じます。

恩給受給者は、毎年誕生日に往復はがきで受給権調査を行っておるわけでございますが、このことについて従来から他の公的年金はほとんどが廃止をされておるわけでございます。そうした中で、恩給だけ調査が行われておるわけでございます。これは恩給関連の援護年金等もそうでございますけれども、その他はほとんど廃止されている、こういう状況でございます。

恩給受給者につきましては、高齢等に配慮いたしまして、市町村証明を廃止して自署のみとされたいとの要望が多いわけでございます。ぜひともそのように改正をしていただきたいと思えます。また、これは国民負担の軽減にもつながるんではないか、このように思うわけでございますけれども、局長、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(桑原博君) お答えいたします。

御指摘のとおり、恩給制度におきましては年一回受給権調査に際しまして、住民票の記載証明について市町村長の証明を求めているところでございます。

恩給は国費を直接支給するものでありまして、この証明は過誤払いの防止を初め、適正な恩給の支給を確保するというための欠かせないものだというふうに考えております。

なお、現在国会に提出されております住民基本台帳法の一部を改正する法律案における住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能となった場

合につきまして、恩給局においては受給者の生存の確認がそこでできるということになることから、受給者がわざわざ役場に出向いて証明を受けなくてもいいように、手間が省けるということになるかと思っております。そのシステムが稼働したときには、ブライバシーに十分考慮しながら、できるだけスムーズに受給者の負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

○森田次夫君 受給者の高齢化、御承知のとおり既に八十歳でございます。また、証明をもらうのには手数料等もかかるわけでございます。そして、さらには、申し上げましたとおり、公的年金はすべて廃止されておる、こういうような状況であるわけでございますので、ひとつ一日も早い改正を要望させていただきたいと思えます。

しかしながら、厚生年金、国民年金、それから公務員の共済、これは国、地方とも、さらには私学共済、農林年金、そして農林漁業共済とすべてで廃止をされ、自署のみとなっておるわけでございます。ただいま住民基本台帳ネットワークを活用してというようなお話もございましたけれども、これは平成十三年度以降になるわけでございます。そうしたことで、それまでの間、自署のみとして証明印は廃止できないか、廃止するとすれば厚生省もいわゆる援護年金等につきましても恐らく右へ倣え、こういうようなことになるのではないかと思いますけれども、もう一度その辺につきましましての局長の御見解を承りたいと存じます。

○政府委員(桑原博君) ただいまの御質問でございますけれども、ほかの制度の運用につきましても私どもは大変関心を持って注意深く見守らせていただいております。

私から直接申し上げるのが適当かどうか分かりませんが、厚生年金、国民年金については人口動態調査の死亡情報というのを利用して独自の調査を行っているようでございます。ただ、その後廃止をいたしました国共済とか地方共済におきましては、そういう手だてのないまま、例えば二年間の暫定措置としてやっていると状況でございます。その調査を廃止したことの影響といたしまして、その調査を廃止したことの影響といたしまして、国費を直接支弁する恩給として制度運営上ある程度の自信が持てるということになりました。

ら、先生御指摘のように、一刻も早く負担軽減という観点から検討する余地があるかというふうに思いますが、現時点ではまだそこまで至っていないという実情でございます。

○森田次夫君 受給者の高齢化、御承知のとおり既に八十歳でございます。また、証明をもらうのには手数料等もかかるわけでございます。そして、さらには、申し上げましたとおり、公的年金はすべて廃止されておる、こういうような状況であるわけでございますので、ひとつ一日も早い改正を要望させていただきたいと思えます。

次に、これはこの後で趣旨説明等もあるわけでございますけれども、情報公開法案につきまして若干お聞かせをいただきたいと存じます。

情報公開法につきましては、昨年三月の政府提案から三回の継続審議を経て二月十六日に衆議院を通過したわけであります。それも全会一致、こういうことであるわけでございます。それだけ与野党間での慎重審議が行われたあかしというふうに思っております。これらの法案につきましましては、この後大臣から趣旨説明がありまして、改めて当委員会が審議が行われるものと思うのでありますが、本日は法案そのものではなく若干疑問に思っていること等につきましましてお伺いをさせていただきます。

まず、地方自治体における情報公開の条例化の促進状況でございますが、都道府県レベルでは四十七都道府県すべてで制定されておりますけれども、市町村レベルでは、申すまでもなく、昭和五十七年の山形県金山町が最初でございます。現在まで何市町村で施行されているか、お伺いをさせていただきます。

○政府委員(瀧上信光君) お答えいたします。地方公共団体、特に市町村レベルの情報公開条例の制定状況でございますが、市区町村につきましては、すべての政令指定都市十二市を含めまして、自治省の調査によりますと、平成十年四月現在、三千二百五十五団体中五百十五団体において条例が制定されているということでありまして、二〇〇〇程度の団体が条例を制定しているという状況でございます。

○森田次夫君 三千二百五十五の市町村のうち五百六十一でございますか、ということでございます。と一七〇強ぐらいにすぎないかと思えます。今の段階でございますので仮に申し上げておきますが、この法案が成立したら市町村とも一気に促進されると思うかどうか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(瀧上信光君) 国の情報公開法が制定をされました場合、地方公共団体の情報公開条例制定の促進との関係でございますが、地方公共団体における情報公開に関する条例につきましては、情報公開法案の第四十一条におきまして、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」というふうな規定をして、この法律の趣旨を踏まえまして、ただいま地方公共団体の約八〇％が未制定という状況でございますが、こういう未制定の地方公共団体につきましては条例の制定に努力されることを、そしてまた、既に制定されている団体につきましても必要な見直しに努めていただくということを期待いたしているところでございます。

○森田次夫君 実は、数年前のアンケート調査でございますけれども、それによりますと、近い将来、情報公開条例を導入する予定がない、こういう市町村が圧倒的に多かった、こういうようなことも聞いておりますのでお聞きをいたした次第でございます。四十条に努力規定がございますので、これにのっとりまして、ぜひとも一層の促進をお願いしたいと思えます。

次に、条例施行前後に見た地方選挙の投票率の変化ということでお聞きをいたしたわけでございますが、地方自治体では、情報公開条例施行前と比較いたしまして、その直後の選挙では大部分の自治体で投票率が低下をしておるわけでござい

一番下のところには、平均でどのくらいのマイナスかということですが、プラスというののマイナスは政令市の市長選だけでございまして、この場合には、選挙の前の投票率が二・四で、その次が四・三・七になったということで、そういう要素が含まれましてプラスになったんじゃないかと思ひますけれども、あとほとんどがマイナスということがどうもよく理解できないので、その辺大臣のコメントをいただければと思うわけでございします。

○国務大臣(太田誠一君) 選挙の投票率は長期的に低落傾向にあるということだろうと思ひます。情報公開条例が制定をされたりあるいは今回の情報公開法が制定されますと、私は本来ならば有権者の関心というのが盛り上がりつて問題意識も強くなるであらうということを期待いたしますけれども、

められたことではございませんけれども、情報公開されたことで行政への透明性や信頼性が増した、こういったあらわれではないかというふうには私はよい方にとりたい、このように思っておるわけでございます。

次に、情報公開法のかぎといえますが、受付の窓口といえますか、そういったことが非常に重要になってくるのではないかな、こういうふうに実は思うわけでございます。

情報公開法が施行された段階で問題になりますのが受付の窓口の対応、法案では総合案内所を整備して、こういうことでもって対応等もお考えいただいておりますけれども、例えばたとえばオンブズマンのように一定の知識を持っている人とはともかくといしまして、一般の国民は行政がどうなっているかよくわからないというのが実態

○政府委員(瀧上信光君) ただいまの点につきまして、情報公開法上の規定でございますが、政府案の三十七条につきまして、「行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切

さいますし、崩御された後は昭和の日と、このようにすべきであったのではないかなというふうに思いますし、実際そうした国民運動が起きておるわけでございます。

そこで、昭和の日と改めることについてのよう  
に官房長官お考えか、ひとつお聞かせをいただ  
ければというふうに思います。

○政府委員(竹島一彦君) みどりの日を昭和の日へというお話でございますけれども、委員御案内かと思いますが、平成元年二月十七日に国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律というのが公布、施行されました。みどりの日というふうにされたわけでございます。

その間、政府といたしましては、官房長官のもとで有識者から成ります懇談会を設けまして、四月二十九日の名称をどうするかということについて御意見をいただきました。いろいろな御意見があったわけでございますが、みどりの日という祝日が適当であろうということになりまして、それを受けまして先ほど申し上げた平成元年二月に法律が成立したということになってございます。

それから十年たちまして、国民の間にこのみどりの日が定着しているというふうに考えられること、二番目に、明治天皇の誕生日が文化の日というところに現在なっているわけでございですが、それとの整合性を考える必要もあるということです、さらに三つ目といたしましては、今申し上げましたように祝日法の改正案が多数の政党の御賛成で通過しているという事実、これらにかんがみまして、政府といたしましてはみどりの日を昭和の日に改めるということにつきましては慎重に考えていく必要があるというふうに思っております。

○森田次夫君 多数の政党ということでもっての御支持がなければと、これはもともとだろうと思います。それとともに、やはり世論の支持ということが必要ではなからうかなというふうに思うわけでございます。したがしまして、この場合には議員立法でなければ難しいのではないかなというふうにも思うわけでございます。

当然のことでございますけれども、我々も努力をしなければならぬわけでございますが、二月二十五日の参議院予算委員会で狩野議員の国旗・国家の法制化についての御質問に対しまして、小淵総理は、考えていない、こういうように御答弁をされました。しかし、一週間ぐらい後でございますか、法制化について検討するよう事務方に指示

した、こういうことであるわけでございます。これにつきましては、世羅高校の校長先生の自殺という痛ましい要素があるかと思えますけれども、法制化をアドバイスしたのは野中官房長官というふうに何っております。

これは私、新聞等でございますので事実かどうかは定かではございませんけれども、そういった実力官房長官のもてでございますので、役所としてもぜひともお力添えをいただければな、このように要望いたしまして、時間でございますので私の質問を終わらせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○千葉景子 民主党の千葉景子でございます。  
まず、きょうは冒頭に一点お伺いをいたしたい  
と思います。

委員の皆さんも覚えておられるかどうかということですが、アジア歴史資料センターという構想がございます。これは九四年、当時の村山政権の時代でございますが、アジア諸国への侵略行為や植民地支配について深い反省の意を示すと同時に、日本とアジア諸国に関する国内外の歴史的な資料を収集して歴史の研究などに寄与していく、そしてお互いに共通の歴史認識などをはぐくんでいったらどうかということで構想が打ち出されたものでございます。

実は私もこの問題につきましては、私の周辺にも、大変大事なことだ、こういうことなら自分の地域にもこういう施設なり、あるいは構想を実現するような手伝いができたら、こんな意見もあったものですから、この間、時期折々にいろいろ進捗状況などをお尋ねいたしてきたところでもうございます。

まず冒頭、官房長官に、これまでの進捗状況と  
いいましようか、取り組み状況はどのようになさ  
れてきたのかお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) ただいま御指摘賜りましたアジア歴史資料センターにつきましては、お話がございましたように、平成六年八月の村山内閣総理大臣談話を契機にいたしましてその検討を

開始したものでございます。翌平成七年六月には、有識者会議によりましてこのセンターについての御提言をいただいたところでございます。

自來この御提言に基づきまして、政府といたしましてはこの構想の具体化に向けまして、関係省庁がプロジェクトチームを編成いたしまして作業を鋭意進めましますとともに、それぞれ諸外国の資料あるいは実情等も含めまして、我が国内におけるものも含めて調査を実施しておるところでございます。今後ともこのセンター構想の可能性限り早急な実現に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

実は戦後五十年という節目を迎えました村山内閣のとき、私も閣僚の一人として歴史的な戦後五十年の節目を迎えたわけでございまして、今アジア歴史資料センターについての委員の質問をお伺いしながら、さらにその責任の重さを痛感しておるわけでございます。

一部報道等におきましては、自民党が自由党と連立を組んだからこれがおくれるんじゃないかなといったような報道まで行われている向きもあつたり、停滞しておるといふ御指摘もあるわけでございますが、このことは連立の相手であります自由党にも御迷惑をかけるわけでございまして、一層私どもは村山内閣の際に提言をされましたこのアジア歴史資料センターの早期実現のために積極的に取り組んでまいりたいと存じておるところでございいます。

○千葉景子君 御決意のほどを伺わせていただき  
ました。

私も多少事務方の皆さんからこれまで聞いておる話によりますと、国の機関としてきちつとして設立をしたい、ただ財政が大変厳しい折でもあり、そればかりではございませんけれども、既存の施設に併設をするというような形でやらざるを得ないのではないかと、国立公文書館などという例えの例もあるかと思いますが、ただ、これはほかの省庁にもまたがることでございまして、幾つかの省庁にもまたがることでございまして、どうやらその辺でそれぞれが腰が引けているやな

話も伺つたりするところでもございます。

むしろ、これは政府全体としてきちごと最終的なまじめをされるべきものであるかと思ひます。で、困難はおありかと思いますが、官房長官、ぜひ陣頭指揮のもとにおまといいたでくよう改めて御要請をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(野中広務君) 若干の日にちがたつておりますので、今、千葉委員が御指摘になりましたような調査あるいは検討がおくれておるのではないか、あるいは取集の対象となる資料等についても各省庁に分担がまたがったりするわけでありまして、政府部内の調整が円滑にいつておらないではないかという御指摘を受けるわけでございますが、その取りまとめをいたしております外、政審議室長もここに参つておりますので、先ほど私が申し上げましたように、この戦後五十周年という節目に決められましたアジア歴史資料センターの意味の重要さを新たに踏まえまして、できるだけ早い実現に向けて取り組んでまいりたいと存じております。

○千葉量子君 それでは、引き続きまして先ほど森田委員の方からも御質問、御質疑がありましたのが、情報公開制度につきまして少し総括的な質問をさせていただきますと思います。この後、法案につきましての趣旨説明もあり、個々具体的な内容につきましてはその趣旨説明を受けまして議論が進められるものと考えておりますが、そのいわば審議に当たつての心構えとでも言いましよううか、そんなことを含めまして何点か質問をさせていただきますか、ということに思います。

私もこの情報公開制度につきましては、その法制化に諸先輩あるいは同僚議員の皆さんともども長年取り組ませていただいていた一人でもございます。その意味では、ようやく情報公開制度の法制化の姿が見えてきたな、こういう気持ちがいちたしているところでもございます。

ただ、考えてみますと、先ほどお話もございましたように世界の流れから見れば、アメリカ等の



現の自由というのは受け手の自由も保障するものであるということがおおよそ学説でもあるいは判例上でも認められているということが言えるのではないかというふうに思います。

そういう意味で、知る権利というのは、憲法上保障されている権利だということをまずこは明確に押さえておいていただきたいんです。御趣旨はじやなくて、憲法上の権利だと、まずそこは長官、きちつと御認識をしておいていただかなければいけないと思いますが、どうですか。

○国務大臣(太田誠一君) 憲法の解釈について、憲法を解釈すれば知る権利という言葉を使わなければならないということであるかどうかということからいえば、それは、ねばならないということではないと思います。その言葉についての選択は、それぞれの国民、各国民ごとの考え方でありますから、その表現をとるかどうかということとは、それは違う問題だと思えます。

○千葉景子君 何か長官、知る権利とまず情報公開制度の問題、そこへ行くまでの予防線を張っておられるような気がいたしますけれども、そんなことではなくて、じゃ逆に、知る権利は憲法上の認められた権利ではないと、そうお考えですか。

○国務大臣(太田誠一君) 率直に申し上げると、例えば、この言葉は私はそんなに抵抗感がありませんけれども、人によっては非常に政治的な意味合いを感じられる方の中にもおられるわけでございます。要はその内容、意味しているところが、先生がおっしゃっている知る権利という内容と我々がこの情報公開法の制定に当たった時の考え方とが共通であれば、それでよろしいんじゃないですかね。

○千葉景子君 いや、そういう問題ではないと思えますよ。というのは、例えば内閣としてあるいは行政府として、憲法上の権利だとすればそれをきちつと尊重、守り、そしてそれを施策やあるいは具体的な法制制度の中に具体化していく、そういう責任が出てくるわけですよ。

だから、思いが同じだとか、あるいは解釈をしてみるとは共通だという問題ではなくて、憲法上の権利であるとするならば、それをやはり日本の制度あるいは施策、こういう中にきちつと位置づけてさまざまな運営をしていかなければいけない

ということになるはずですから、そこは明確にしておいていただかなければ、これから先の議論が進まないと思えますが、いかがですか。

○国務大臣(太田誠一君) 憲法二十一条の表現の自由というものの解釈について、そこに請求権的なものを含むか含まないかということであれば、それは含まないだろうというふうに考えております。

○千葉景子君 まだ私、そこまで聞いていなかった、次に聞こうと思っておったんですけれども、大変時間がこれだからかという問題、憲法上保障された権利かどうかという問題、そして、じゃ、その認められている権利というのはどういう内容を持った権利なんだという問題と両方あるというふうにも思えますね。

今、長官がおっしゃった表現の自由の中には請求権的な権利は認められていない。では、請求権的ではない、自由権的に知る権利を妨害するようなことをやってはいけないよ、いわば自由権的な権利としては認めるというふうにおっしゃりたいわけですか。

○国務大臣(太田誠一君) 私は、必ずしも、請求権的なものは含まないということをおっしゃるわけではなく、本来それがいいんだとかそういうことを申し上げているわけじゃないわけでございます。

さつきから先生は、従来の憲法解釈についてのさまざまな説についてのお話をしておられるんだと思えますけれども、私は要するに、法律の中でどういう表現を使うかということとは、その内容についての大方のコンセンサスができていけば、その表現の言葉として何を使うかということは、それはそれぞれの意見の違いがあってもいいんではないかというふうにも思っているわけでありまして、表現のことじゃないというふうにさつきからおっしゃっているように思うわけでありまして、私は表現の、言葉の使用の問題だと思っているわけですよ。

○千葉景子君 では、知る権利と申し上げるのが表現の仕方としておかしいと言われるのか、

ちよつとよくわからないんですが、知る権利ではなくて、違う表現の仕方というのがそうするとあり得るということになりますか。内容は共通だとおっしゃいましたよね。だけれども、必ずしも知る権利は憲法上認められた権利と明言もなさらない。

そうすると、憲法上どういう権利が認められるというふうな、じゃ逆に言えば、お聞きしましたよ。

○国務大臣(太田誠一君) 国民一人一人が行政文書の開示を請求できる、国民主権の理念にのっとって行政情報を一人一人が開示を請求できるということであるかと思えます。

○千葉景子君 それを知る権利じゃありませんか。

○国務大臣(太田誠一君) それは、千葉委員はそれを知る権利と表現をされるんだということ、別にそのことについて私は反対をいたしません。

○千葉景子君 この権利を私は知る権利というふうな表現をいたしますが、行政の情報にアプローチをする、そういう権利ですよ。憲法そのものではなかなかそれを手続的にも具体的には行使できない。そうすると、それを具体化するための法律こそがこの情報公開法ではありませんか。

○国務大臣(太田誠一君) 国民一人一人が行政文書の開示を請求できる権利を定めるのが行政情報公開法であるかと思っております。

○千葉景子君 そういうことであれば、先ほどから長官もおっしゃっておられるように、知る権利と表現はせずともその内容は同じだということであれば、この法律、これから提案をされますけれども、これはまさに私の表現で言えば知る権利を具体化したものだ、それを現実に保障するための法律だというふうな考えでよろしいわけですね。

○国務大臣(太田誠一君) ですから、同じ内容のことを言っておられると思えますが。

○千葉景子君 それでしたら、長官がお考えになつておられることは、知る権利と言われているんですよ。

○国務大臣(太田誠一君) あなたの方がね。

○千葉景子君 あなたの方じゃなくて、憲法上、知る権利ということで保障されているんです。だから、この法律は知る権利を保障するための法律なんだよということをもう少し明快にこの趣旨として明らかにした方がいいんじゃないですか。そうしないと、逆に言えば、今、長官と私がやりとりしていたように、一体この法律の本来の目的、趣旨は何だといったときに、私は知る権利を保障する法律だ、長官は御趣旨は同じでございますけれども違ふんです。どうもそこでこの法律の本来の目的、趣旨があいまいになっていくということになりかねない。長官、そこところはどうかお考えですか。

○国務大臣(太田誠一君) ちょっとと経緯を申し上げます。

例えば、四年前だったか三年前だったか、衆議院の法務委員会が民事訴訟法の改正が議題になりました。その際に、私もその衆議院の法務委員会におりまして、裁判官の行政情報開示についての権限が非常に制約されたものであったということでもって、みんなで案をつくって修正を大幅にいたしました。その後、法務委員会に行政情報開示に関する小委員会というものを設けたことがあつたわけでございます。

そのときに、行政情報公開法についての最近の数年間の盛り上がりというのは私もあつたと思うわけですよ。これは党派や会派を問わずにあつたと思うわけでございます。私も私どももなりに推進をしてきたつもりでございます。議員としても推進をしてきたつもりでございます。

そのときに、我々の頭の中には知る権利という言葉はなかつたわけでございます。だから、私がそれについて反発を感じるとかなんとかではないけれども、従来、情報公開法という話が出てきたときに、先生方はそれは知る権利のことだ、どうしてそれを明記しないのかというふうにおっしゃいますけれども、我々はそのような知る権利という言葉でもって今言っている思いをあらわしてきた



わけでないわけでございます。

だから、そこはちょっと一つの言葉についての受け取りようというのが違うと思ひますので、内容が共通であればそれでよろしいんじゃないでしょうかというのを先ほどから申し上げておるわけでは。

○千葉景子君 では、当時は知る権利というのが頭になかった、きょう知る権利というのを随分議論させていただいて、同じものだというのをわかつていただいたようですので、だとすればその言葉をきちんと頭に置いていただいて、そしてそれを具体化していく、これが法律だぞという位置づけを改めて確認をしておいた方がよろしいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

そして、こういう問題もあります。今、各自治体でも、先ほどお話がありましたように、四十七都道府県すべてに情報公開条例がございます。かなり、かなりというか、知る権利を具体化する条例だということを明記している条例もございます。

そうすると、そういう条例の趣旨と知る権利を明記しない法律というのは、違う趣旨、目的を持つたものになりますか。それとも、それは決してそうじゃないんだ、同じもの、同じ方向性、目的を持った制度なんだというふうにお考えになりますか。知る権利を具体化したと明記している条例というのは、長官のお考えとはかなり違うものなんだというふうにお考えになりますか。

○国務大臣(太田誠一君) 幾つかの自治体でそういうふうな条例で明記していることはお聞きをしておりますけれども、それはその地方自治体の考え方であって、知る権利という表現を用いるのかどうかというのはまさにその選択の自由だと思うのでございます。

ですから、その意味している内容は、知る権利という言葉は、私は別にその条例を詳しく読んだわけじゃないからわかりませんが、恐らく想像するに、知る権利という言葉を使っているその条例の考え方が私どもの考え方は質的には同じ

ものだろうと想像いたします。

○千葉景子君 それでは、長官としては情報公開法が知る権利を目的として、知る権利を保障するための法律だということを明記することを否定する理由は何にもありませんね。知る権利を法律としてきちんと明記をするということでは何か困ることがありますか。

○国務大臣(太田誠一君) 知る権利という言葉を使わなくても、意味している内容が同じであれば千葉委員もお困りになることはないのではないかと思います。

○千葉景子君 いや、これは別に私が困るとか長官が困るとかということではなくて、日本の憲法体系のもとできちんと概念として定着をし、そして保障されている知る権利ということを言葉としてきちんと明確にし、そして法文の上でそれを具体化するもの、だということを明記することは全然差し支えないじゃないですか。むしろ、わかりにくい言葉を使うよりは、知る権利を保障するもの、だと明記をした方が国民にとっても行政の執行にとっても大変わかりやすい。そういうことになりませんか。

○国務大臣(太田誠一君) 行政情報公開法でできるようになるということ、国民の方には何もそれについてあまりいいさは残らないと私は思ひます。

○千葉景子君 これは改めてもう一回、長官も知る権利をよく見ておいてください、あるいは勉強しておいていただきますとして、そうすれば、知る権利はやっぱりこれはきちんと明記をしてわかりやすくした方がこれからの運営にも、それからこれからいろいろな裁判の上でも明確なこれが法律として位置づけられるというのを御理解いただけるというふうに思ひます。

この議論の決着はまたさせていただかなければならないというふうにお思ひますが、ちよつと一、二点、今後の議論の上にも必要になってこようかと思うので御質問いたします。

この情報公開制度というのは、存在をしても情報そのものがきちんとされておらずと、ある

いは情報があれば何の意味もないわけですね。

そういう意味では、情報の管理、これまでは文書という形で情報が集積をされることが多いのですが、文書管理ということにならうかというふうにお思ひますが、この文書管理をきちんとしておくということが必要だというふうにお思ひます。

今度の法案にも文書管理についての規定が三十六条にはあるようだけれども、現状は一体どのようになされているでしょうか。幾つか文書管理規程のようなものを設けて行政内部で管理をされているということも伺いますけれども、ちよつと一回実情を聞かせていただきたいと思います。どういう省庁でどういう規程があつて、それはどういう内容で文書管理をさせているのかということ、時間がございませぬので、二点、もしお答えいただければお答えをいただいた上で、それはまとめて例えば資料、文書などでこの委員会などに提供いただきたいというふうにお思ひますが、いかがですか。

○委員長(竹村泰子君) 時間が超過しておりますので簡潔にお答え願ひます。

○政府委員(瀬上信光君) 文書管理についての現状でございますが、現在文書管理につきましては各省庁において大臣訓令等の形式によりましてそれぞれ文書管理規程を定めております。例えば、総務庁でいへば総務庁文書管理規則といったような形で定めております。そしてこれにつきまして、管理の対象とかそれから対象とする行政文書の範囲、それからそれぞれの同種文書の保存期間についてどうするかといったようなことを規定しているものでございます。

○千葉景子君 終わります。

○日笠勝之君 私の質疑の時間はわずかに五分でございますので、簡潔に御質問いたしますので御答弁の方もそのようにお願いできればと思ひます。

まず、官房長官にお伺ひしたいと思います。三月二日の記者会見で国旗・国歌の法制化ということとを言われました。そこで、この国旗・国歌の法制化に向けて官房長官はどういうイメージを持っ

ておられるか、お伺ひしたいと思います。

一つは、国旗・国歌法という一本の法律をイメージされているのか、仮称、国旗法とか国歌法とかばらばらの法律をイメージされているのか、また諸外国の例に倣ひますと、国旗は法制化をされておるところが多々ございますが、国歌の方はイタリアのように閣議決定というところもございします。どういったイメージか、まず法制化についてお答えを願ひます。

○国務大臣(野中広務君) ただいま委員から御指摘の、日の丸・君が代が我が国の国旗・国歌として国民の中に広く定着をしております今日におきまして、なお二十一世紀を迎えるに当たりまして、諸外国では国旗・国歌を法制化している国もございしますし、また国旗を法制化し国歌を別な閣議決定とかこういう取り扱いをしておる国もあるわけでございます。いずれにいたしましても、こういう時期に国旗・国歌を法制化したしまして、成文化をすることが我が国においてもより明確に位置づける上で必要ではなからうか、こういう上に立ちまして、この検討をする時期に参つておるといふことから今回国旗・国歌の法制化を含めて検討に着手することにいたしましたわけでございまして、現在、先ほど委員の御指摘にもございした、具体的な内容の検討作業を事務方に指示しておるところでございます。

今後、政府といたしましても、今申し上げました国旗・国歌の成文化を含めた諸問題の検討結果を踏まえまして、広く、国会を初め、国民各方面の関心も持っていていただき、御議論も賜りたいと思つておるところでございます。

○日笠勝之君 今、事務方に指示をされておるようでございますが、今後どういった段取りで、また、いつごろまでに結論を出して、いつごろを目安に国会へ提出をされるか、このことについてお伺ひいたします。

○国務大臣(野中広務君) 今のところ、事務方に幅広い検討を命じておるところでございます。いつ、どのような形で提案をさせていただくかと

いう具体的な日程を申し上げる段階に至っておりませんけれども、私といたしましては、でき得れば今国会にでも御提示を申し上げるような取り運びをしてみたいと考えておるところでございます。

○日笠勝之君 では、時間がありません、次の質問に移ります。

情報公開、先ほどから各委員の皆さんも、おっしゃっております。情報公開法案、これから実質的審議が始まるわけですが、私も総論的に聞きをしておきたいと思っております。

一つは訴訟管轄についてでございます。衆議院におきまして超党派で高裁の所在地、八高裁でございますが、これも提起可能になったわけでございまして、その高裁、また六支部でございます。この六支部は、日本海側に秋田、金沢、松江とか、また沖縄の那覇とか、こういう高裁の所在地で相当物理的に空間的にも距離もかかる。こういうふうなことでございまして、この情報公開、広く国民に情報を開示するというところから見れば非常に使い勝手のいいものになければなりません。高裁支部にまで提起可能に拡大するという点については、総務庁長官、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 多々あります。まず一つは、このことも含めて、当初の政府の案では、従来の行政不服訴訟のようなことに倣って、被告の所在地一カ所でこれに対応するというところになったわけでございまして、それを、私もたびたびベストな案であるということを国会答弁で言っていましたので、急にそこを変えようということはあれでございまして、衆議院で修正をされました高裁の所在地の地方裁判所であるというところは、私は、よその国の例と比較しても、我が国と比べて大変広大な国土を持つておるアメリカでどうかというところもあるわけでございまして、時間と距離に言えれば、双方の訴訟の当事者間が、どちらがどれだけのコストを払

うかということもあり、この辺が今の、衆議院で修正をされました現在の参議院における案というのがもうぎりぎりのところではないかというふうな考えでおるところでございます。

○日笠勝之君 官房長官、所管ではないかもしれませんが、沖縄の道路事業工費の職員俸給のところ、沖縄の開発庁長官、沖縄の方は、福岡高裁の那覇支部、ここだけはもうせめて、ぎりぎりとして、総務庁長官はおっしゃいましたが、ぎりぎりのぎり何とかがこれはお願いできないか。もう物理的にも空間的にも非常に遠いところでございますし、沖縄県そのものが大変多くの離島を抱えておるわけでございまして。

そこで、これは沖縄開発庁長官であります官房長官に、沖縄の皆さんの心を体して私は申し上げておるわけでございしますが、せめて那覇支部だけでも広げられないか、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 衆議院におきまして、今、総務庁長官からお話があったように、それぞれ全会派をもって修正をされて、東京地裁を原則としておりましたのを八カ所の地裁で行うことになったわけでございまして。委員が今沖縄県の実情を踏まえられて御指摘になりましたけれども私も沖縄を所管する者として十分理解をするわけでございまして、いざにいたしまして、衆議院におきまして全党全会派が満場一致で共同修正をされましたものを参議院に送付、御審議をいただいておりますので、ぜひそういう意見を踏まえて参議院において十分御審議を賜うことをお願いする次第でございます。

○日笠勝之君 では、後日情報公開法案についてしっかりと議論をし、そういう方向になるように与野党の皆さんの御協力をいただくといいことで、次の質問に移ります。

実は、各省庁が国会審議の参考資料として提出します各目明細書というのがございまして。私は、

久方ぶりに各目明細書をつぶさに見させていただきました。

そこで、もう時間ありませんから、沖縄開発庁、沖縄の道路事業工費の職員俸給のところの人数の問題と、同じく内閣官房所管の安全保障費の問題で、事前のレクで指摘をしておきました。正誤表はできましたか。

○政府委員(玉城一夫君) 今、先生から御指摘がございましたように、訂正表をお配りするようになっています。

またことにお恥かしい話でございますが、平成十一年度一般会計歳出予算各目明細書の組織、沖縄開発庁、項、沖縄道路事業工費の定員の書き方に誤った記載がございました。御迷惑をおかけしましたこと、まことに申しわけございません。

今後、このようなことがないように十分気を付けてまいります。

○政府委員(尾見博武君) 先生御指摘の内閣官房安全保障費の関係でございますが、自動車損害賠償責任保険料について一般事務処理費の中で計上するというような取り扱いはいたしたわけであります。先生から御指摘をいただいたというふうな点について先生から御指摘をいただいたというふうな点について、先生から御指摘のとおりというふうな点について、今後御指摘のとおりその統一を図るようにはしていきたいというふうに思っております。

○日笠勝之君 来年度からの各目明細書もしっかり見させていただきますから、ひとつ特段の御注意を払ってお願い申し上げます。

では次に、官房長官の当委員会における所信表明の中に、各大臣との連携をとりつつ総理を補佐し云々、そして具体的な取り組み事項で、障害者施策の積極的な展開ということをおっしゃいました。

私も、障害者団体の方からいろんな陳情を受けますが、ぜひこれだけは、各省庁にもわたることでもございまして、当委員会であえて官房長官に御質問いたしますが、有料道路の割引につきま

して障害者の方々への規制緩和をお願いしたいというところでございます。

昭和五十四年にこの障害者の方々の有料道路割引制度が発見いたしました。ことし二十年目でございます。この間、平成六年、平成十年と拡大をいたしました。この間、いわゆる使い勝手が悪い。一つは、福祉事務所に行つて割引証をもらつてそれを有料道路の精算所とところで提出しなければいけない。もう一つは、車両一台に限定をされておる。この二点が非常に煩わしいといましようか、ほかの制度に比べてこの点がハードルが高い。例えばタクシーなんかでも、一割引でございますが、障害者手帳を見せたらばもうそれでいい。JRもそうです。飛行機もそうです。

この有料道路だけが割引証を社会保険事務所からもらつて提出し、なおかつ車両も一台に限定されておる。特に、車両の場合は車検のときとか事故車があったときに代車というのがあります。家族に二、三台あった場合に、たまたま限定された車を息子が先に運転していったというふうなこともあります。

そういう意味で、この割引証と車両限定、これについて緩和をしていただきたい、特段の御配慮をいただきたいということでございますが、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 委員御指摘の有料道路の障害者割引でございますけれども、障害者が移動する場合に、身体的な苦痛や疲労が著しいため、走行の条件のよい有料道路を利用することが相当程度余儀なくされている実情があるわけでございまして、その社会経済的事実をそばむことのないように設けられた制度で、委員から御指摘ございましたように、昭和五十四年から平成十年に至る間、逐次改善をされてまいりました。

もう十分御承知のように、この割引は他の利用者の負担により実施をされるものでございます。したがって、対象範囲は他の利用者の理解が得ら

れる程度のものでなければならぬというのを基  
本に御理解いただきたいと思うわけでござい  
ます。本制度につきましては、車の事前登録制や手  
続についての関係団体からの要望も踏まえま  
して、なお障害者の社会的自立が一層図られま  
すよう、今、委員から御指摘ございました点も踏ま  
えながら、総合的に検討をさせていただきたいと存  
じております。

○日笠勝之君 ぜひ前向き、積極的に取り組み  
をいただきたい、障害者の方のノーマライゼー  
ションというようにひとつと念頭に置いてい  
ただければと思います。

済みません、また情報公開法の方に戻ります、  
ちよつと時間が思ったより早く過ぎました。

これは、官房長官、情報公開法が原案といいま  
しうか、修正があるかもしれないが、ほぼ原  
案どおり成立した場合、二年間いろいろ準備期間  
がありまされども、もしこれが成立した場合  
に、内閣に報償費というのがございすね。今年  
度、十六億二千四百万円、交際費が内閣官房で一  
千三百七十八万四千円ですか、それから総務庁も  
交際費が四百五十万六千円ほどありますが、これ  
らは相手先、内容、金額を公開されるおつもりで  
すか。

特に、総務庁の場合は率先してやらなきゃいけ  
ませんので、総務庁の場合はどこまで公開をする  
おつもりなのか、またこれから検討するのであれ  
ば長官としてはどこまで公開をしたいと思いま  
すか、お二人からお伺いして、終わりたいと思いま  
す。

○国務大臣(野中広務君) 内閣官房の報償費は、  
御承知のように、国が国の事務または事業を円滑  
かつ効果的に遂行するために、その状況に応じま  
して最も適切と考えられる方法によりまして機動  
的に使用する経費でございます。

例えば、一国の総理として広く内外、内政、外  
交の円滑な推進を図る上で、これに對し功勞ある  
いは協力及び努力のあつた者等に對し、その勞苦  
に報いたり、さらにはそのような寄与を奨励する

ことが望ましいと思われる場合におきまして、そ  
の状況に応じて最も適切に支出してまいつたとこ  
ろでございます。

具体的な使途につきましては、一般経費とは異  
なる取り扱いをしておることは委員も十分御承知  
でございますので、内閣としてはその具体的な使  
途を公表することは行政の円滑な遂行に重大な支  
障を生ずると判断を現在いたしております、公  
表すべき性格のものではないのではないかととい  
うように思考をしておるところでございます。

なお、その他交際費等につきましては政府委員  
から御答弁を申し上げます。

○委員長(竹村憲子君) 時間が超過しております  
ので簡潔にお願いします。

○政府委員(尾見博武君) 内閣官房の交際費の公  
開についてのお尋ねでございます。

交際費の性格をいたしましては、儀礼的、社交  
的な意味で部外者に対して支出する、一方的、贈  
与的な性格を有する経費で、交際の相手方との信  
頼関係ないし友好関係の維持、増進を目的として  
行われる、そういうものだといふふうに認識して  
おります。交際費に係る文書の公開につきましては  
は、具体的な請求がございました時点で個々に判  
断を行う必要があるといふふうに考えておりまし  
て、現時点で公開がどこまでできるかの確にお答  
えすることは困難だといふふうに承知しておりま  
す。

いずれにいたしましても、情報公開法が施行さ  
れました後に同法に基づきます開示請求がござい  
ました場合には、同法の規定に基づいて適正に対  
応してまいりたいといふふうに考えております。

○国務大臣(太田誠一君) 実際に非常に細かく調  
べたといいますが、今まで私自身がチェックをし  
てはおりませんので、これは性格がどんなことか  
といふことはこれからきちんとさせていたくださ  
いと思ひますが、いずれにせよ法律が施行されま  
したらば、法律の規定のつとて適正に行なわ  
なければいけないと思つております。たくさんこの  
とが書いてありますが、それは私が責任を持つて

言えることではないので、そこで御勘弁いただき  
たいと思うわけであります。

○阿部幸代君 日本共産党の阿部幸代でございます。

子どもの権利条約と国連子どもの権利委員会に  
よる日本政府の第一回の報告に対する最終見解、  
勧告の実施状況について質問いたします。

九八年度版の青少年白書でこの問題がどのよう  
に取り扱われているのか、大変私、興味を持ちま  
した。本文では六行の扱い、コラムで九八年五月  
にジュネーブで日本政府の報告書に対する審査が  
行われたことが紹介され、巻末に資料として条約  
の概要と日本政府の報告に対する子どもの権利委  
員会の最終見解が掲載されておりました。

そこで質問なのですが、条約の全文、採択され  
た最終見解等に関する情報は外務省ホームページ  
で入手可能とありますので、インターネットで検  
索したところ、日本政府第一回報告、同報告に関  
する児童の権利委員会の事前質問に対する政府回  
答、同報告審査後の同委員会の最終見解について  
は、御希望される方は下記まで御連絡くださいと  
して、外務省の担当課の電話番号とファクス番号  
が紹介されているだけでした。インターネットを  
利用してこれらを手に入しようとする方たちに対  
して、これでは大変不親切だと思つたのですが、ど  
うでしょうか。

○政府委員(上田秀明君) お尋ねの外務省ホーム  
ページでの扱いでございますけれども、現在にお  
きましては、今、先生お話しございましたような取  
り扱いになっておりますけれども、目下ホーム  
ページに全文を掲載すべく作業中でございます。

で、第一回報告、それから質問とそれへの回答、  
それから委員会の最終見解、この三点の文書につ  
きまして全文をホームページに載せるべく作業し  
ておりますので、近日中に公開できる見通しで  
ございます。

○阿部幸代君 子どもの権利委員会最終見解で  
は、これらが広く国民一般に入手可能となるよう  
にと勧告してありますので、昨年の六月に勧告が

あつたわけですから、一年を迎える前にぜひ早目  
に実現していただきたいと思ひます。

また、勧告はこれらを刊行することも勧告して  
いるんですね。この際、子どもの権利条約全文と  
第一回の日本政府の報告書、事前審査に対する文  
書回答、本審査後の最終見解を各審査の議事概要  
と一緒に刊行したらよいと思つたのです。つまり、  
インターネットを利用しない方もいるわけですが、  
外務省だけではできないということでしたら、ほ  
かの省庁とも相談して検討なさつてはどうでし  
うか。

○政府委員(上田秀明君) 既に条約の全文につ  
きましては、ここにもございますが、形で刊行はさ  
れております。今お尋ねのその他の報告、その他  
の文書につきましてどこまでできるか、費用のか  
かることでもございましてので検討させていただきます  
たいと思ひます。

○阿部幸代君 次の質問に入ります。

総務庁はいわば青少年行政の総合調整機能を持  
っているところなのだと思うんですが、青少年対  
策推進会議なりそのもとにつくられた課長レ  
ベルの各種連絡会議で子どもの権利条約並びに  
子どもの権利委員会の最終見解をテーマにして  
議論が行われたことはあるのでしょうか。

また、昨年たしか三月に発足した次代を担う青  
少年について考える有識者会議、これはまだ閉じ  
ていないと思うんですね。ここではどうなのか、  
あわせて質問いたします。

○政府委員(大坪正彦君) 前段の青少年行政につ  
きましての取り組みについて御説明申し上げます。

先生言われました青少年対策推進会議は、性格  
といたしまして、青少年の非行防止あるいは健全  
育成、こういうような観点から各省庁の施策取  
りまともをする場でございます。そういう目で見  
ましたときに、子どもの権利条約、確かにかなり関  
係深い部分が多いわけでございますが、すべてを  
カバーしているという状況にもないわけございま  
すので、関心は持ちつつも、そういう青少年行

政との関係においてどのような問題意識を持つべきか、こういう受け取りを実はしておる状況でございまして、そういう意味におきまして、推進会議といたしましてこの条約そのものをテーマとしたような取り上げ方は実はしておりません。ただ、昨年六月の最終報告に示されておるような問題意識、これにつきましては対応できるような部分は実は対応しております、例えば推進会議の構成メンバー、こういうものにつきましては、昨年の推進会議、七月に追加をいたしております。

それから、この推進会議が関係省庁の行政スタッフの基本方針となるような推進要綱というものを申し合わせでつくっているわけでございしますが、その推進要綱の中におきまして、こういう子どもの権利条約というものがあつたので、その辺との関係に配慮する必要があるというふうな関係との関係につきましまして追加として要綱改正をしている、こういうふうなかかわり合いを持っている状況でございます。

○政府委員(竹島一彦君) 次代を担う青少年について考える有識者会議についてお尋ねでございますが、これは御案内のように、最近の青少年の非行事件の多発という状況がございまして、それを踏まえて広く関係審議会にお集まりいただくとともに、プラスして有識者にも入っていただくということで昨年の三月から設けられて、逐次もう六回の会議をやっております。その中において私もその取りまとめをさせていただいておりまして、私の記憶する限り、今の児童の権利条約でございまして、それについて具体的な議論がされたということは今までのところございません。

ただ、この会議は終わったわけではございませんので、これから随時それぞれの委員会において掘り下げた議論がなされたり、答申がなされたり、この有識者会議に諮っていただいて、全体の問題意識を統一して持つていくというのの有識者会議の趣旨でございまして、これからのこ

とについてはまだ予断を持って申し上げられませんが、今までのところはそういうことでございします。

○阿部幸代君 子供の権利条約に深くかかわりながら、子どもの権利条約について独自に議論してないというものは、まだまだこの問題のとりえ方、正面から本腰を入れていないというふうに見えるんですね。

最終見解、勧告では、「条約の規定が児童及び成人の双方に広く知られ理解されることを確保するために」「警察の構成員、治安部隊及びその他の法執行官、司法職員、弁護士、裁判官、全ての教育段階の教師及び学校管理者、ソーシャルワーカー、中央または地方の行政官、児童養護施設職員、心理学者を含む保健・医療職員を含め、全ての職業集団に対し、児童の権利に関する体系的な訓練及び再訓練のプログラムが組織されるべきである。」と書いています。

子どもの権利条約というのはなかなか奥が深いと思います。人間間、子供間の百八十度の転換が迫られる内容だとも言われているし、私もそう認識していますので、ぜひ正面に据えた取り組みをお願いいたします。

次は、子どもの権利条約の推進体制にかかわる質問です。

官房長官は、衆議院の予算委員会では我が党議員の質問に対して、外務省が主管をして関係省庁が一体となって取り組んでいる旨答弁なさっておりますが、これでは従来型だと思ふんです。最終見解はどう言っているかというところ、総務庁及び青少年対策推進会議の設立について留意しつつも、「権限が限られており、とられた措置が不十分であることを懸念する」、「これが、政府の行動における調整の欠如のみならず不整合にも帰着し得ることを懸念する」として、児童に関する包括的政策を進展させるため政府メカニズム間の調整を強化することを勧告しています。

ここで言うところの総合調整機能を有する機構はあるのでしょうか、官房長官。

○国務大臣(野中広務君) 今御指摘の児童の権利に関する委員会の最終見解につきましては、現在関係省庁の連絡会議を開催しながら、各省庁においてそれぞれ所管事項について検討をしておるところでございます。

今後とも、児童の権利に関する条約の趣旨、児童の権利委員会の最終見解にも留意をいたしまして、児童に関する施策を総合的かつ効果的に推進をしてまいりたいと考えております。

○阿部幸代君 それだと条約批准後ずっと変わらないんですね。

女性の総合政策と比べてみますと、女性の場合は内閣官房長官が担当大臣になって進められております。総理大臣が本部長となつて全閣僚が本部長となつた男女共同参画推進本部もつくられて、NGOとの連携も行われているように思ふんです。子供の権利が非常にこれと比べますとおくれをとっています。従来の青少年健全育成の枠組みの単なる延長ではなくて、また各省庁の寄せ集めでもない、子どもの権利条約の実施と評価の総合的調整機能を持つ機構をつくるべきだと思ふんです。つまり、子どもの権利条約を所管するところをはっきりさせるということですか。

○国務大臣(太田誠一君) 今は子供の権利を本来ここで所管しますというところはないわけでございます。例えば、青少年の健全育成とか非行防止という観点からいえば総務庁がそういう役目になっております。ところが、子どもの権利条約で触れられるテーマというのはそれだけにどまりませんで、例えば人種差別のこととかあるいは民法にかかわるようなこととかも出てくるわけでございします。そこで、条約のかかわることでございますから、外務省が当面窓口になって受けて、それぞれの所管ごとに取り組んでおるということではないかと思っております。

○阿部幸代君 所管がないというところがやっぱり大問題なのだと思うんですね。そこが指摘されているんです。

ほかの国の様子をちょっとお話しします。子供

家族省、これはノルウェーです。青少年子供省、チェニジアです。子供省、ブラジルです。など、独自の省を設置しています。厚生省内に子供局を設けている、これはカナダです。あるいは省庁の代表から成る子供に関する省庁間委員会、デンマークです。などと、さまざまな機構がつくられています。

つまり、子どもの権利条約の推進体制、所管をはっきりさせていく、そういう権限を持つ機構をつくっていくということですか。ぜひ検討していただきたいんですけれども、官房長官、どうですか。

○国務大臣(太田誠一君) どこで何を担当するかということについては、今中央省庁の改革の最中でございしますが、法案も煮詰まっておりますので、では今すぐこういうふうになりますということにはならないわけでございしますけれども、御指摘の問題についてはよく理解をして、今後の課題といたしたいと思ひます。

○阿部幸代君 きょう、子どもの権利条約の実施状況について質問させていただいてますので、最後に子供の声を紹介したいと思ひます。

政府の報告、とりわけNGOの報告によつて先進国の子供のことがよくわかったというふうに出てくるんですね。そう伝え聞いております。

・赤ちゃんのほく(小学校二年生) うつろい足をくんでにつこりわらつてはくもこんなにくつろいでいるときもあつたんだな いまは、もうこんなにべんきようがあつてもうたいへんだ。むかしのほくになりたい。・気分がいい時(小学校五年生) マッサージ機に座っている時 お風呂にはいつている時

ぼおーっとしている時

ねてる時

おちゃ飲んでホッとした時

こうした子供たちの声に本当に真摯に耳を傾け、酌み取ってさまざまな施策を進めていただきたいと思うのですが、官房長官、感想を。

○国務大臣(野中広務君) 今、委員が御発言になりました内容を聞きながら、ある意味においてゆとりがあった時代というのは私どもの小さなときであつたのかなと、そんな懐かしさを思いながら、今の子供たちが学校やあるいは帰ってまいりましたら塾やおけいこなどに時間を奪われ、追われて、ゆとり遊びゆとりが失われがちな今日の状況というのは、決して子供たちが健やかに成長していく状況としては好ましくない状況ではなからうかと思うわけでございます。可能な限り子供たちがゆとりのある自由な時間を与えられることによりまして、初めて心から遊びを楽しんだり、自分なりに遊び方を創意工夫をしてみたり、また伸び伸びとした個性や創造性を伸ばすことができるのではなからうかと思うわけでございます。

そういう意味において、学校教育の内容が厳選をされるなど、教育課程の改定が必要とされると思うわけでございます。

委員十分御承知のように、平成十四年度から学校週休二日制が完全実施をされるわけでございます。それだけに、この完全実施を契機といたしまして、地域や家庭に子供をもつと帰らすことにより、それぞれ地域の多彩な体験活動の機会を充実いたしましたり、文部省を中心として関係省庁の連携のもとに全国子供プランを推進することなどを通じまして、子供たちに時間とゆとりを与えられるような努力を今後も惜しみなく続けていかななくてはならないと存じておる次第でございます。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

情報公開法が成立した場合に落とし穴がないようにということでお聞きします。

核燃料サイクル開発機構、旧動燃に私が資料要

求をいたしました。その場合に、三カ月かけてやつと資料が出てきたんですが、その際に、申込用紙に、つまり特殊法人が独自の情報公開制度をつくり、その申込用紙に記入し、手数料を払ってほしい、コピー代も払ってほしいというふうな、最終的にはコピー代はこちらでコピーをしたので払わなくて済んだんですが、というふうな言われましました。国会議員が資料要求した場合にコピー代と手数料を払っていますと破産をすると申し上げたら、国会議員は調査費をもらっているではないかと言われたんですね。国会議員と国民を区別する理由はないというのが理由でした。

きょう確認したいことは、国会上程中の情報公開法ができた場合に、この核燃料サイクル開発機構の場合のような、国会議員が資料要求をした場合にどういう取り扱いになるのかについてお答えください。

○国務大臣(太田誠一君) 詳細についてはまた行政管理局長がお答えをすると思いますけれども、国会議員の国政調査権あるいは議院証言法の法律のあり方と今回の情報公開法というのは別々の話でありますから、こちらができたからこちらが何か向こうでやりなさいというふうにはならないはずでございます。なりませんが、と思ひます。しかし、全くこれは私の私見でございますけれども、従来、議院証言法というものの中国政調査権というものがもつと徹底したものであるべきであつたというふうな私自身は思っております。それはあるいは情報公開法がここで可決、成立することによって、国会議員の方の手段も恐らくふえることになると思ひます。

(委員長退席、理事江田五月君着席)

実は前もって、数年前でございますけれども、この情報公開法案が我々の党で審議をされていたときも、私、説明を聞きますと、よその国でも、例えばアメリカにおいても情報公開法ができたことによつて議員の国政調査の手段がふえた、随分大きく広がったというふうな言われているというやうなことをお聞きしましたので、それはこの制

度は国会議員にとつても重要な法案であらうかと思ひつてでございます。

○福島瑞穂君 私は、千円手数料を払いましたので、ちよつとほつといたしました。

次に、文書管理のことについてお聞きいたします。

文書管理の整備は情報公開法の大前提です。防衛庁調達実施本部、長野オリンピック招致委員会のように、官僚の責任逃れのために重要な文書、帳簿が焼却、廃棄されることがあつてはなりません。

今恐れるのは、情報公開法が施行されるまでの間に、同様の文書廃棄が行われるのではないかという危惧がある点です。安易な文書廃棄を避けるためには、つまり法律ができるまでになくなっていくと困りますから、既に自治体で行われているように廃棄文書目録のようなものをつくり、いつ、どこかの課がどんな文書を廃棄したのかを記録し、これを公開すべきであります。

情報公開法三十六条は、行政文書の管理に関する政令が定められることになっております。

きょうお聞きしたいことは、新聞報道にあるやうに、政令の内容を政府内部で検討しているやうですが、文書廃棄について具体的にどのような定めを検討しているのか、できる限り早く政令を施行すべきだと考えますが、政令の施行時期はいつごろになるか。その二点についてお聞きします。

○政府委員(瀬上信光君) 情報公開法を適正に運用していくためには、適正文書管理が前提であります。情報公開法案におきましては、三十七条におきまして、文書管理に関する基本的な骨格を明記いたしております。

(理事江田五月君退席、委員長着席)

そして、ただいまの御質問の政令で廃棄といったやうなものについて具体的にどのような内容を定めるかということでございますが、この政令におきましては、それぞれの各省の行政機関の長が、行政文書の管理に関する定めを作成するに当たつて基づくべき基準として、行政文書の分類、作成、保存、廃棄に関する基準、その行政文書の管理に関する必要な事項について規定をするということになっておりまして、その中で具体的に廃棄につきましては、記録を残すというやうな方向でその基準を策定したいというふうに考えております。

この政令の制定時期につきましては、いずれにしてもこの法律の成立後、必要な行政文書の管理に関する実態調査、そしてその共通の基準等を策定しまして、政令制定ということを進めてまいりたいというふうに考えております。

○福島瑞穂君 官房機密費というものがあつたやうなふうに言われておりまして、十三億円というふうに見ることが今の段階でできていないのですが、野中官房長官、この官房機密費十三億円について、将来あるいは現時点において公開されるおつもりはあるのでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 先ほど日笠委員にお答えをいたしましたわけでございますけれども、官房の報償費を指していられんらうと思うんですが、これは先ほどもお答えいたしましたやうに、国が、国の事務または事業を円滑かつ効果的に遂行をいたしますために、その状況に応じて最も適当と考えられる方法によつて機動的に使用する経費でございます。例えば一國の総理として広く内政、外交の円滑な推進を図る上で、これにさまざまな功勞、協力及び努力等のあつた人等にその勞苦に報いたり、さらにそのような寄与を奨励することが望ましいと考えられる場合において、その状況に応じて適当な方法で支出をしておるもので

でございます。

具体的な使途につきましては、一般経費とは異なる取り扱いをいたしておるところでございます。内閣といたしましては、その具体的な使途を公表することは、行政の円滑な遂行に重大な支障を生ずると判断をいたしております。現在公表すべき性格のものと考えておりません。

○福島瑞穂君 しかし、地方自治体では出張費に至るまで大変問題になっております。十三億といふのはかなり多額であります。これが全部お札のお金、交際費と言われることには承服できないものがあります。いかがでしょうか、官房長官。

○国務大臣(野中広務君) 内閣官房の報償費につきましては、公にすることによりまして当該事務または事業の性質上、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるわけでございますので、情報公開法上の不開示情報に該当すると私は考えております。

○福島瑞穂君 十三億の交際費に対しては国民からも恐らく議論があると思っておりますので、今後もお聞きしたいと思います。

申しわけありません、文書の廃棄にまた戻るのですが、情報公開法はできました、しかしまずいものは過去において全部捨てられてしまったというところでは困ります。現段階においても文書廃棄の記録を今からつくっておくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(瀧上信光君) 情報公開法の対象となります文書は、それぞれの行政機関がその業務の必要に応じて保存、利用しているものが対象になるわけでございますが、情報公開法施行前でありまして、業務上必要な文書を恣意的に廃棄できるといふものではございません。

そしてまた、この法律案におきましては、この法律の施行前に作成、収集された文書につきましても、開示請求の対象としておりまして、例えば文書管理のルールに従って保存すべき文書が廃棄等によって不存在ということになっているということが判明すれば、その理由を説明しなければ

ならない。こういうふうな事後的なチェックも可能となる。

そして、先ほど申し上げましたように、各省庁の文書管理規則というものの、廃棄に至るまでの規定がオープンになりますので、そういったことでは事後的なチェックも可能となるということから、適正な管理は確保できるものというふうと考えております。

○福島瑞穂君 先ほど質問もありましたけれども、管轄のことについて申し上げます。

私も、やはり沖縄の人から、福岡地裁に行くのは大変であるというふうに陳情を受けました。沖縄について拡大するという、離島などもありますから、いかがでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 多ければ多いほど情報公開の開示を請求される方々にとっては便利になるわけでございます。しかし、そういうふうな言っておりますと、日本じゅう各都道府県ということにもなつたいたしまして、そういうふうにとんどん広がつて切りがないので、どこか国も、何かの常識、彼らのそれぞれの常識に照らしてここでこういうことにしようということにしているわけでございますので、またぜひ御理解を賜りたいと思っております。(沖縄だけでも何とかと呼ぶ者あり) それは、さっきのお話では、そうするとまた何か高裁の支部の所在地全部とかいうことになってまいりますし、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。

私は、勲章、褒章の運用についてお伺いをいたします。

これは春と秋にそれぞれ四千五百人の方々に対象に勲章、褒章が授与されるわけでありましてけれども、この四千五百人、各省関係者の内訳をまず教えていただきたいと思っております。

○政府委員(柳誠君) お答えいたします。

今、先生お尋ねの省庁別の数字でございますが、数からいいますと大変な数になるのでございますが、主として多いところを幾つか御紹介させ

ていただきたいと思います。

全体で平成十年秋の叙勲者でございますが、四千四百九十名おられたわけでございます。その中で、文部省関係が七百七十八人でございます。それから、自治省関係が五百九十九人。それから、警察庁関係が四百三十二人。それから、厚生省関係が三百四十六人。それから、ちよつと数字があれかも知れませんが、消防庁関係が四百十九人。幾つかの省庁におきましてそれぞれ何人かの受章者が平成十年秋には受章されているわけでございます。

○阿曾田清君 農林水産関係はどれくらいでしょうか。

○政府委員(柳誠君) 農林水産関係につきましては、百三十六名の方が平成十年秋の叙勲では受章されてございます。

○阿曾田清君 今お聞きしますと、農林水産関係に絞りますと、約三割の方しかその榮譽に浴していないということになります。

その中で今、大体、想像いたしますのに六割以上が役人OB、公務員OB、そのように承っております。四割が民間であります。この六割と四割というののもどんなものかなという感じを一つ私は持つておるわけでありまして、わけでも農林水産関係で百三十六人とおっしゃいました。その百三十六人の方をずっと調べてみましたら、何とこれでも公務員や団体の長の方がほとんどでありまして、その中で農業関係者というのはたったの五名。その五名の中でも、純粋に農業に携わった方々で浴したというのはいないんです。過去十年間の中でたった一人だけ、シイタケの販売拡大に努めたということで表彰を受けておられます。

まさに私がここで言いたいのは、それぞれの地域で大変な努力をされて産地化をされ地域に貢献をしている方、あるいは昔ながらの三百年も四百年も続く農村の文化というものを守ってきただけの方、あるいは竹細工にしてもわら細工にしてもそういうものをつくって目立たないけれども日の当たらない方々に、むしろ私はこういう場面

で褒章してあげた方が地域のためにもなり、かつ農村のすばらしい文化というものを継承できるのではなからうかというふうに思っています。そういうところにもつと意を用いたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(柳誠君) 今、先生から御指摘のございました農業を直接やっておられる方の叙勲なり褒章の方を多くふやしたらどうかという御質問でございましたが、いわゆるそういう団体経歴がなくて農業だけで叙勲をされる方あるいは褒章を受けられる方は、私どもは一応篤農家という位置づけで考えておるわけでございます。最近の例で申し上げますと、平成元年以降、先生は一名ということでございますが、叙勲関係では三名の方が今までやってございます。それから、褒章関係では十何名の方が賞状褒章を受けておるわけでございます。

私ども、このような方の叙勲につきましては、人目につきににくい分野で多年にわたつていろいろ御苦労されておるといふことでございまして、できるだけ叙勲の対象にいたいただくように努力はしております。四割が民間であります。この六割と四割というののもどんなものかなという感じを一つ私は持つておるわけでありまして、わけでも農林水産関係で百三十六人とおっしゃいました。その百三十六人の方をずっと調べてみましたら、何とこれでも公務員や団体の長の方がほとんどでありまして、その中で農業関係者というのはたったの五名。その五名の中でも、純粋に農業に携わった方々で浴したというのはいないんです。過去十年間の中でたった一人だけ、シイタケの販売拡大に努めたということで表彰を受けておられます。

○阿曾田清君 ぜひお願いしたいと思っております。

ただ、篤農家としてそれぞれの産地おこしに努力した人あるいは新しい品種なり技術なりを開拓した人、そういう人々たちだけではなくて、農村の中で村のためにあるいはその地域のためにいろんな伝統文化を維持してきた、継承してきた方々といふのも、そういう日の当たる場所にといいいますか、最後に表彰してあげる、これは非常に私は元気づくことだろうと思っておりますので、そういうところ



ろに特に今後褒章される場合に各省庁に對しましても強く御要請いただきたいというふうに思います。

我々がこういうことを申し上げると、中には、もうこの制度なんてない方がいいよと言うような方さえいらっしゃるんですよ。ですから、私は、四月に行われる年度の叙勲、これに間に合わせとは申し上げませんが、中小企業者の中におきましても長い間ボランティアあるいは団体の長をやつてこられた方々が受けたものの勲六等とか勲七等では、勲一等、勲二等はほとんど大学の名誉教授とかあるいは政治家、さらには裁判所の判事さんとか、そういう方々が一、二等に類して、もつと我々は大事な国のためになさつておる人たち、日の当たらない人たち、あるいは長年ボランティアをやつてきた人たち、そういう人たちのランクも、何も六、七じゃなくて、三にもなり四にもなるというふうに私は見直しをすべきではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(柳澤君) 叙勲の制度の運用についてのお尋ねでございますが、叙勲制度が昭和三十九年に生存者叙勲という形で再開されて、現在三十五年近くになるわけでございます。

その間、運用につきましては、大体国レベルで御活躍された方と地方レベルで御活躍された方とある程度差の中で差が出てくるのはやむを得ないのかなというところでこれまでの積み上げがあるわけでございまして、いろいろな御意見なり御指摘があるということも私も十分伺つておりますので、その辺のこともよく念頭に置きながら、運用の改善につきましては努力させていただきますと思っております。

○阿曾田清君 時間がありませんので次に入りますが、国民から遠ざかつてしまつておる勲章、褒章にならないようにどうぞひとつ心がけていただきたいと思ひます。

官民交流法案を中心にやろうかと思つておつたのですが、時間がなくなつてしまいました。

今国会に提出の予定であります、厚生省や大蔵省の不祥事がまだ記憶に新しいところであるのに、官民交流法案が今出てくるというのは一体何だろつか。そして、出てくる内容が何となく正當化するために法案を出されておるのかなというような勘ぐりさえするのであれば、今回出された意味合いを教えていただきたい。

○政府委員(中川良一君) いわゆる官民交流法案につきましては、平成九年三月に人事院から国会及び内閣に對しまして意見の申し入れがございまして、とかく閉鎖的と言われる公務員の社会に民間の活力を導入するために、新しい仕組みとして官民交流のスキームをつくつたらどうかという御意見でございます。

その後、政府部内で鋭意検討を重ねてまいりまして、今回やつと成案を得る段階に至つたということで、国家公務員が民間企業で実際に業務に従事して、そこで民間の経験を積んでくる、また民間の方にも常勤の国家公務員として働いていただく、民間の効率的なノウハウを公務部門に広めていただくというようなことを目的として制度化を図ろうということでございます。官民癒着の問題等いろいろございまして、その辺の公正性の確保のための仕組みについてもいろいろ工夫を凝らして提案を申し上げたいというふうに思つておるところでございます。

○阿曾田清君 罰則を設けたり規制を設けたりというのではなくて、霞が関の改革の一環であるならば、こういうような改革をすべきだと思つたら、それにふさわしい方をヘッドハンティングで採つてくる、そしてその方によつて中身を変えていくというやり方の方が私はむしろ改革の意味をなすのじゃないか、単なる人事交流ではまずまず問題点を正當化することのみにしか見えないうのじゃないか、そういう感じさえいたしますので、どうぞひとつ今後御批判を受けないような改革案を出していただきたいと思ひます。

○椎名素夫君 少し時間も短くなつてきたようですが

ありますから、私も短くいたします。基本的には一問だけ官房長官にお伺いしたいと思つております。せんだつて最終報告の出た経済戦略会議の答申への取り組みということでありまして、この間、代表質問で中間報告の段階でなかなかよくできてゐるねというのを申しましたが、最終報告も大変よくできてゐると思つております。これは大変大変範囲にわたつておりますし、いわばお役所の作文の域を超えたい報告書だと私は思ひます。

特に感心しましたのは、これは正確じゃないかもしれませんが、委員の方にちよつと聞いたところ、これをやるにはどういふ法律をいじらなければいけないかという一覽表がずつと参考一に載つておりますね。数えてみたら百四十三あるんです。しかし、百四十三といつても、例えば各種の税法であるとか特殊法人の根拠法とかいろいろいろいろありますから、百四十三にとどまらない。また、各条文なんというのをやると千ぐらいいじらないと、新法もあるということですから、大変な想像を絶するような法律をいじる膨大な作業になるのじゃないかと思ふんです。

あの中で言つておられますのは、とにかくこれは総合的なものであつて、一気に全部やる覚悟が必要だということをやつてゐる。つまり、部品だけ端つこからいじつていっても機械は動かぬぞといううようなことだと思ふんですが、そういう目で見ると、取り組みによつては大変絶望的になりかねない。よく食堂にろう細工の見本があります。が、ずつと並んでいて、あれを食いたいと言つたら、いや、それはありません、これはどうかねと言つたら、これもありませんといううようなことになつてしまふおそれがあるのではないかと思ふんです。

そこで、官房長官、御相談ですが、この百四十三か何かわかりませんが、大変たくさん法律リストが出ておられますけれども、これは各担当の省庁があるわけですが、これはどれができるかできないかという、簡単に言いますと、マル、三角、バ

ツというような分類をひとつやつていただけないかと思ふわけです。

マルというのは、各省庁もこれは必要だからすぐにいじらなさいかめと、それについてはいつごろ着手して、いつごろ実現するめを持つとかというあたりも言つていただくといひますが、三角というのは、それは必要ではあるけれども、今省庁再編もあるし、とても仕事にならぬ、着手のめどはちよつとつきかねるというやつが三角。バツというのは、こんなもの必要ないという御意見ならばお役所から率直にそういう意見を出していただく。それから、やる気がないよというやつですね。このマル、バツ、三角ぐらいのことを仕分けした上で我々に見せていただくことはできないかということでありまして。

余り複雑なことではないと思ふんですが、つまり、今見ておられますと、都知事の選挙をやつて、候補者がずつと出てきたら、公約を読んだら、都庁のお役人でもこれはできない、あれはできないというのを即座に言うぐらいですから、中央省庁の優秀な諸君からいへば、このマル、バツ、三角は相当簡単なことではないかと思ひます。

一月ぐらいの間にこれを出していただいて、その上で見ますと、いや、だけれどもこれはやらなさいやうなものと、なかなか日本の改革、やつてでもやりませんと、なかなか日本の改革、改造というのはできないのじゃないか。一体何のために経済戦略会議というのをつくつてこんな答申を出されたのか、下手をするとか本格的な構造改革などというものは日本ではできないのじゃないかということを立て証する歴史的な文書になりかねないと思ひますので、ぜひこのことを質問というよりも官房長官にお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務君) 椎名委員御指摘のようによろしく。このたびの経済戦略会議からの答申は、二十一世紀を展望いたしました豊かな経済社会をどのようにより開いていくかという中長期的な経済運営の基本方向や理念をお示しいただいたものと

いたしまして、これを大胆かつ貴重な御提言としてしっかりと受けとめまして今後の経済運営に取り組み、我が国の施策の上にこれを生かし、経済の再生への第一歩としていかなければならないと考えておるところでございます。

したがって、この答申の報告をいただきました三月二日の閣議におきまして、総理から各閣僚に対しましてそれぞれ所管する行政分野にかかわる事項について真剣に検討するようにという指示がされたところでございまして、かわりまして事務局も、一部縮小はいたしましたけれども、事務局長以下従来どおり存置をいたしております。

ただいま推名委員から御指摘がございましたように、実際にこれをフォローアップしようとする、マル、三角、ベケといったような表示をいたしました、そして可能な限りこれを実現していかなければならないと思うわけでございます。御提言をいただきましたことを重要に踏まえまして、この事務局をも督励いたしながら、内閣官房においてフォローアップをいたしていくようにしたいと思っております。総理もまた国会においても御議論を賜りたいと申しておりますので、お話がございましたような御提示を申し上げることを含めて検討させていただきますと存じます。

○推名委員 結局みんなやらなきゃいけないことだろうと思うんです、行政府だけに任せないで。こつちも立法府と言ふんですからお手伝いする気は十分ある、そういう意味で申し上げたわけなので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

これでおしまいにいたします。

○委員長(竹村憲子君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(竹村憲子君) 次に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題

といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。太田総務庁長官。

○国務大臣(太田誠一君) ただいま議題となりました行政機関の保有する情報の公開に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、情報公開法制を確立することが国政上の重要課題となつていたところであります。

このため、行政改革委員会において、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定等に関する事項について、二年間にわたり専門的かつ広範な調査審議を重ねていただき、その結果、平成八年十二月に、内閣総理大臣に対し、情報公開法制の確立に関する意見を提出されたところであります。これを受けて、政府は同意見に沿つてこのたび行政機関の保有する情報の公開に関する法律案を取りまとめ、御提案することとなったものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求することができる権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判のもとにある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするものであります。

この法律案の要点は、第一に、何人も国の行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することができるものとするとともに、開示請求があつたときは、行政機関の長は不開示情報記録されている場合を除き行政文書を開示しなければならないこととするものであります。不開示情報については、個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全と秩序の維持に関する情報、審議、検討等に関する情報、行政

機関等の事務または事業に関する情報の六つの類型に分けるとともに、各類型ごとにその範囲を明確かつ合理的に定めております。

第二に、行政機関の長が行つた開示決定等について不服申し立てがあつた場合に、行政機関の長の諸問に応じ不服申し立てについて調査審議する機関として、総理府に情報公開審査会を置くこととするものであります。これは、行政機関が保有する行政文書を開示するかどうかの判断を当事者である行政機関の長の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することによって、より客観的で合理的な解決を図ろうとするものであり、このため、情報公開審査会には、行政文書の提示を求める権限等調査審議のために必要な権限を付与することとしております。

以上が行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。引き続きまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が施行されるのに伴ひまして、関係法律二十四件について必要な規定の整備等を行うとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、会計検査院長の諸問に応じ不服申し立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開審査会を置くこととし、その組織、委員等について所要の規定を整備したこととあります。

第二に、情報公開法または情報公開条例の規定により行政機関の長または地方公共団体の機関が著作物等を公表に提供し、または提示する場合におけるその著作等者の権利の取り扱いについて、所要の規定の整備等をしたことであります。

第三に、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等、原本もしくは抄本の交付または閲覧について独自の手続が定められているものについて、情報公開法の規定の適用を除外することとしたことであります。

第四に、その他関係規定の所要の整備を行うこととしたことであります。

以上が行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。いずれも情報公開法の趣旨に照らし必要とされる関係法律の改正であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(竹村憲子君) 次に、両案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員植竹繁雄さんから説明を聴取いたします。植竹繁雄さん。

○衆議院議員(植竹繁雄君) 衆議院議員の植竹繁雄でございます。

それでは、ただいま議題となりました行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

まず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する修正の趣旨及び概要につきまして御説明いたします。

第一に、手数料の額は政令で定めることとされておりますが、これを定めるに当たっては、開示請求に係る手数料は五百円以下とする等、できる限り利用しやすい額となるように配慮しなければならぬことを明記するものであります。

第二に、情報公開訴訟の土地管轄について、原告住所地を管轄する高等裁判所の所在地の地方裁判所にも訴訟を提起できるようにするものであります。この特例規定は、開示請求権制度の趣旨に照らして、一般の行政事件訴訟の例外的な管轄を

追加するものでありまして、特例の内容については、当事者間の公平、証人等の便宜等を考慮したものとしております。また、この規定にあわせて、複数の裁判所に同一または同種類の情報公開訴訟が提起された場合には、裁判所の判断で移送することができるようにすることとしております。

第三に、特殊法人の保有する情報の公開については、この法律の公布後二年を目途として法制上の措置を講ずるものとするものであります。

第四に、法施行後四年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものであります。

第五に、その他として、法案の修正に伴い所要の規定の整理を行うものであります。

次に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正の趣旨及び概要につきましましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の修正に伴い、所要の規定の整理を行うこととするものであります。

以上が両法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(竹村憲子君) 以上で両案並びに衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

三月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(第百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

一、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

査

(小字及び一は衆議院修正)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 行政文書の開示(第三条・第十七条)

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等(第十八条・第二十条)

第二節 情報公開審査会(第二十一条・第二十六條)

第三節 審査会の調査審議の手続(第二十七條・第三十五條)

第四節 訴訟の特例等(第三十六條)

第四章 補則(第三十六條・第四十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関(次号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第二章 行政文書の開示

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第三号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備

があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。)

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又

は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報（記録されている部分）において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し法令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び不開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうち

の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

（事業の移送）

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に對し、事業を移送することができ。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事業が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行ななければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施を行ななければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力を行ななければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「この条、第十九条及び第二十條において「第三者」という。）に關する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に對し、開示請求に係る行政文書の表示その他法令で定める事項を通知

して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### (開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその複製、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

#### (手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

123 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところ

により、前項の手数料を減額し、又は免除することができ。

#### (権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

#### 第三章 不服申立て等

##### 第一節 諮問等

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第三節において「審査会」と総称する。)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときはを除く。

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は

参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第二十條 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

##### 第二節 情報公開審査会

(設置)

第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、総理府に、情報公開審査会を置く。

(組織)

第二十二条 情報公開審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第二十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣府の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られ

ないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることが出来る。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(事務局)

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることが出来る。

(意見の陳述)

第二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第二十九条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第三十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第三十二条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十三条 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、政令(第十八条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則)で定める。

第四節 訴訟の特例等

(訴訟の特例等)

第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、争点を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第四章 補則

(行政文書の管理)

第三十六条 行政機関の長は、この法律の趣意かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十七条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他の開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。



（施行の状況の公表）

第三十八條 総務庁長官は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務庁長官は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第三十九條 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（地方公共団体の情報公開）

第四十條 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（特殊法人の情報公開）

第四十一條 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四條第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下この条において「特殊法人」という。）について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第四十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第四十三條 第二十三條第八項の規定に違反して

秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分及び第三十九條から第四十一條までの規定は、公布の日から施行する。

2 政府は、特殊法人の保有する情報の公開に關し、この法律の公布後二年を目途として、第四十二條の法制上の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（小字及び一は衆議院修正）

行政機関の保有する情報の公開に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

行政機関の保有する情報の公開に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 會計検査院關係（第一條）
- 第二章 總理府關係（第二條・第三條）
- 第三章 法務省關係（第四條・第十條）
- 第四章 文部省關係（第十一條）
- 第五章 農林水産省關係（第十二條・第十三條）
- 第六章 通商産業省關係（第十四條・第二十條）
- 第七章 運輸省關係（第二十一條・第二十三條）
- 第八章 建設省關係（第二十四條）
- 附則

第一章 會計検査院關係

（會計検査院法の一部改正）

第一條 會計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 事務総局」を「第四節 事務検査院情報公開審査会」に改める。

第五節 會計検査院情報公開審査会

第一章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 會計検査院情報公開審査会

第十九條の二 行政機関の保有する情報の公開に關する法律（平成十〇年法律第 号）第

十八條の規定による院長の諮問に應じ不服申立てについて調査審議するため、會計検査院に、會計検査院情報公開審査会を置く。

會計検査院情報公開審査会は、委員三人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

第十九條の三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることが出来る。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得

て、その委員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的な政治運動をしてはならない。

委員の給与は、別に法律で定める。

第十九條の四 前条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十九條の五 前三條に定めるもののほか、會計検査院情報公開審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、會計検査院規則で定める。

第二章 總理府關係

（特別職の職員に關する法律の一部改正）

第二條 特別職の職員に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十三號の五の二を次のように改める。

十三の五の二 情報公開審査会の常勤の委員

第一條第十七號の二の次に次の一を加える。

十七の三 會計検査院情報公開審査会の委員

第一條第十九號の七を次のように改める。

十九の七 情報公開審査会の非常勤の委員

別表第一中「行政改革委員会の常勤の委員」を「情報公開審査会の常勤の委員」に改める。

（総務庁設置法の一部改正）

第三條 総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「並びに同条第五十八号」を「同条第五十八号」に改め、（除く。）に關するもの」の下に「並びに行政機関の保有する情報の公開に關する法律（平成十〇年法律第 号）第三十七條第二項の案内所に関する事務」を加える。

第三章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「行政手続法ノ適用除外(第百五十一条ノ九)を他ノ法律ノ適用除外(第百五十一条ノ九・第百五十一条ノ十)に改める。

第二十一条第一項中「抄本又ハ地図若クハ建物所在図の下に「若クハ登記簿ノ附属書類中地積ノ測量図、建物ノ図面其他ノ図面(以下本条ニ於テ地積測量図等ト称ス)を加え、「利害ノ関係アル部分ニ限リ」を削り、「若クハ其附属書類又ハ地図若クハ建物所在図を、地図若クハ建物所在図又ハ登記簿ノ附属書類(地積測量図等以外ノモノニ在リテハ利害ノ関係アル部分ニ限リ)に改め、同条第二項中「建物所在図」の下に「若クハ地積測量図等」を加える。

第二十四条ノ三第三項中「利害ノ関係アル部分ニ限リ」を削り、「地図ニ準ズル図面」の下に「全部又ハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又其」を加え、「第二十一条第三項及ビ」を「第二十一条第二項乃至」に改める。

「第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外」を「第四章ノ三 他ノ法律ノ適用除外」に改める。

第四百三十一條ノ十 登記簿、閉鎖登記簿ヲ含ム及ビ其附属書類並ニ地図、建物所在図及ビ地図ニ準ズル図面ニ付テハ行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第

第五号)ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(抵当証券法の一部改正)

第五条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第百五十二条」を「第百五十一条ノ十」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第六条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四

号)の一部を次のように改正する。

第百七条の五の次に次の一条を加える。  
第百七条の六 第四十八条第二項本文に規定する書類については、行政機関の保有する情報

の公開に関する法律(平成十〇年法律第百七号)の規定は、適用しない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第七條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の次に次の一条を加える。  
第五十三條の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開

に関する法律(平成十〇年法律第百七号)の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第八條 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第百十四條の二を第百十四條の三とし、第百十四條の次に次の一条を加える。  
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第百十四條の二 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第

百七号)の規定は、適用しない。

第百十九條中「第百十四條の二」を「第百十四條の三」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第九條 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六條を第七條とし、第五條の次に次の一条を加える。  
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六條 登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第

百七号)の規定は、適用しない。

(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第十條 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第

百四号)の一部を次のように改正する。

第十六條を第十七條とし、第十三條から第十五條までを一条ずつ繰り下げ、第十二條の次に次の一条を加える。  
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十三條 債権譲渡登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第

百七号)の規定は、適用しない。

第四章 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十一條 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第

を地方公共団体に提供した場合(開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。)

情報公開条例(地方公共団体の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。)の規定により当該地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は情報公開法第七条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 情報公開条例(情報公開法第十三条第二項及び第三項に相当する規定を設けているものに限る。第四号において同じ。)の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

三 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

第十九條に次の一項を加える。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

二 情報公開法第六條第二項の規定又は情報公開条例の規定で同項の規定に相当するものにより行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

第四十二條の次に次の一条を加える。

(情報公開法等による開示のための利用)  
第四十二條の二 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。以下この条において同じ。)に規定する方法又は情報公開条例で定める方法(情報公開法第十四條第一項に規定する方法以外のものを除く。)により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

第四十三條第二号中「又は前二條を」、第四十一條又は第四十二條に改める。  
第四十九條第一項第一号中、「第四十二條を」から第四十一條の二まで「に改める」に改める。  
第七十八條第三項中「抄本」の下に「若しくはその附属書類の写し」を加え、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 著作物登録簿及びその附属書類については、情報公開法の規定は、適用しない。  
第八十六條第一項中、「第四十二條を」から第四十二條の二まで「に改め、同条第二項中「又は第四十二條を」、第四十二條又は第四十二條

の二に改める。  
第八十八條第二項中「及び第三項を」、第三項及び第六項に改める。  
第二百二條第一項及び第四項第一号中、「第四十二條を」から第四十二條の二まで「に改め、同条第二項中「又は第四十二條を」、第四十二條又は第四十二條

の二に改める。

第五十條第三項中「前二項を」前三項に、「の外を」のほかに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(種苗法の一部改正)  
第十三條 種苗法(平成十〇年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十六條に次の一項を加える。  
2 品種登録簿又は第五條第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。  
法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

第四十七條第一項中「前条を」前条第一項に改める。  
第六章 通商産業省関係  
(鉱業法の一部改正)  
第十四條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)の一部を次のように改正する。

第五十九條に次の一項を加える。  
5 鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

第十五條 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一號)の一部を次のように改正する。  
第八十八條に次の一項を加える。  
3 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

(意匠法の一部改正)  
第十六條 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五號)の一部を次のように改正する。  
第六十三條に次の一項を加える。  
3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

(特許法の一部改正)

第十六條 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五號)の一部を次のように改正する。  
第六十三條に次の一項を加える。  
3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

(商標法の一部改正)  
第十七條 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七號)の一部を次のように改正する。  
第七十二條に次の一項を加える。  
3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

(日本国と大韓民国との間の国境に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)  
第十八條 日本国と大韓民国との間の国境に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

第三十二條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)  
第十九條 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三號)の一部を次のように改正する。

第四十八條に次の一項を加える。  
3 回路配置原簿又は第三條第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)  
第二十條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十號)の一部を次のように改正する。

第十二條に次の一項を加える。  
4 ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。  
第七章 運輸省関係  
(鉄道抵当法の一部改正)  
第二十一條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三號)の一部を次のように改正する。

次に次の一項を加える。

第三十八條ノ二に次の一項を加える。  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ  
(道路運送車両法の一部改正)  
第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第三十八條ノ二に次の一項を加える。  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ  
(道路運送車両法の一部改正)  
第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第三十八條ノ二に次の一項を加える。  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ  
(道路運送車両法の一部改正)  
第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第三十八條ノ二に次の一項を加える。  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ  
(道路運送車両法の一部改正)  
第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第三十八條ノ二に次の一項を加える。  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ  
(道路運送車両法の一部改正)  
第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第三十八條ノ二に次の一項を加える。  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ  
(道路運送車両法の一部改正)  
第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第三十八條ノ二に次の一項を加える。  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ  
(道路運送車両法の一部改正)  
第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の三の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 自動車登録ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

(航空法の一部改正)  
第二十三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二「中」利害関係がある部分に限り」を削る。  
第八条の四の次に次の一条を加える。  
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)  
第八條の五 航空機登録原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

第八章 建設省関係  
(特定多目的ダム法の一部改正)  
第二十四条 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 ダム使用権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)の規定は、適用しない。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第 号)以下「情報公開法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第一章第四節の次に一節を加える

改正規定(第十九条の三第一項中参議院の同意を得ることに限る部分に限る) この法律の公布の日

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十〇年法律第 号)又はこの法律の施行の日

三 第十三条の規定 種苗法(平成十〇年法律第 号)又はこの法律の施行の日

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作物が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む)については、適用しない。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)  
第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

三月五日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第五五三三号)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)  
一、公務員の天下り禁止、情報公開法の制定等に関する請願(第五五七号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第五五九号)  
一、戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第五六〇号)(第五六一号)

一、男女共同参画社会基本法の早期制定に関する請願(第五六九号)

一、戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第五八七号)(第五八八号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第六三三三号)(第六四二二号)(第六四三三三号)(第六四四四号)(第六四五五号)(第六四六六号)(第六四七七号)

第五五三三号 平成十一年二月十九日受理  
戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 長崎県下県郡豊玉町仁位一、六九  
紹介議員 五 平松義伸 外九十九名  
紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五五四号 平成十一年二月十九日受理  
戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 京都府長岡京市東和苑一七〇四  
紹介議員 井上知巳 外百名  
紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五五五号 平成十一年二月十九日受理  
戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 奈良市押熊町一一七 畑山晋一郎  
紹介議員 外九十九名  
紹介議員 魚住裕一郎君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五五六号 平成十一年二月十九日受理  
戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 長崎市東山町一五〇八 田中キヨ

紹介議員 子 外九十九名  
紹介議員 朝日 俊弘君  
この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五五七号 平成十一年二月二十二日受理  
公務員の天下り禁止、情報公開法の制定等に関する請願

請願者 愛知県小牧市市之久田一〇三二四  
紹介議員 野田守彦 外四十九名  
紹介議員 大脇 雅子君

政府は、制度改悪と行政を執行する機関の民営化の両面から、社会保障や教育など民生部門のサービス切り捨てを進めている。また、大型プロジェクト中心の公共事業費のばらまきや地方自治体への事務・事業の押し付け、軍事費の聖域化など、税金の無駄遣いを改めようとする。国民生活を軽視したこのような事態が、首相権限の強化を始めとした中央集権化の下で更に進む。「中央省庁等改革基本法」に基づく「行政改革」は国民生活に悪影響を及ぼす危険があり、中止すべきである。今求められているのは組織改革ではなく、「政・官・財」が利権をむさぼる実態を改める、国民重視の行財政への転換を目指す改革である。

ついでには、次の事項について実現を図られた。  
一、「政・官・財」の癒着をなくするため、公務員の「天下り」や企業・団体からの政治献金を禁止すること。また、情報公開法を制定するなどガラス張りの行政を早期に実現すること。

第五五九号 平成十一年二月二十二日受理  
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀市湖南鷹取四ノ一  
紹介議員 六ノ一〇 南智子 外四百九十九名  
紹介議員 清水 澄子君

二十一世紀を目前にして、今世紀中に行われた

戦争に関する様々な問題が解決されず持ち越されようとしている。最近、中学校教科書に「従軍慰安婦」問題が扱われるようになったが、この記述を削除すべきとする意見がある反面、事実を正しく書くことがアジア諸国との友好関係を築く上で大切であるとの意見もある。このように相反する論議がなされる原因の一つは、戦争に関する全面的な調査が公的に行われず、真相が明らかにされていないことにある。アジア諸国を始め世界との平和を築くため、過去の戦争に関する真相究明が望まれ、そのためには議員立法により予算措置を伴う調査会を設置することが不可欠である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、「戦争被害等に関する真相究明調査会設置法」(仮称)を早期に制定すること。

第五六〇号 平成十一年二月二十二日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 京都市上京区室町通丸太町上ル樋口進 外百二名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五六一号 平成十一年二月二十二日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 新潟市旭町通二ノ五、二五一 原田多恵子 外百三名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五六九号 平成十一年二月二十三日受理

男女共同参画社会基本法の早期制定に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上三、六〇六 小林千秀

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第五八七号 平成十一年二月二十三日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 岡山県倉敷市本町六ノ一八 鎌田勝恵 外九十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第五八八号 平成十一年二月二十三日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 新潟県上越市大字飯田五〇二ノ一 立入勝 外百名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第六〇一号 平成十一年二月二十四日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 鳥取市西町二ノ二〇五 松田章義 外九十九名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第六〇二号 平成十一年二月二十四日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 京都市左京区浄土寺真如町一九ノ三ノ三ノ二〇一 佐藤真由 外九十九名

紹介議員 但馬 久美君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第六〇三号 平成十一年二月二十四日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 長崎県諫早市栄田町六九ノ二〇 田中真由美 外九十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第六〇四号 平成十一年二月二十四日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 徳島市応神町吉成字西吉成三ノ二 先川洋子 外九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第六〇五号 平成十一年二月二十四日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡松尾一五ノ一三 三浦基 外九十九名

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第六三二号 平成十一年二月二十五日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫島五ノ一ノ六 高橋由紀 外九十九名

紹介議員 統 訓弘君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第六三三号 平成十一年二月二十五日受理

戦争被害に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 石川県河北郡高松町瀬戸町ヌノ四〇 菊田外志 外二百二十四名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第六四二号 平成十一年二月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 徳島市応神町東貞方字貞光一〇六ノ一 三木好 外百九十一名

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第六四三号 平成十一年二月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 東京都八王子市石川町二、〇〇二ノ七 久保田博子 外百八十八名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第六四四号 平成十一年二月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 宮城県白石市郡山観音崎一七二ノ二 加藤雪彦 外百三十四名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第六四五号 平成十一年二月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 広島県福山市駅家町中島八八ノ四 勇谷美奈子 外二百四十九名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第六四六号 平成十一年二月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(二通)

請願者 石川県鳳至郡柳田村字黒川一〇ノ三六 川崎時夫 外四百七十七名

紹介議員 高嶋 良充君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第六四七号 平成十一年二月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(三通)

請願者 岡山市浦安本町九四ノ一九 浜本

豊 外七百七十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。





平成十一年三月二十三日印刷

平成十一年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D